

— 日本西洋史学会第44回大会 —

部会別自由論題報告要旨

シンポジウム報告要旨

1994年5月14・15日

国際基督教大学

Mercurius kind sind hinfestreich
An behendigfeyt ist yhn nyman gleich

Tun 3 6 7. tagen lang
Verbring ich mein lauff vnd gang.



学者と商人と芸術家の神、ヘルメス (Georg Pencz)

シリーズ 歴史のフロンティア

既刊3冊◎好評発売中 へ全37巻予定・四六判

民のモラル

◆近世イギリスの文化と社会
二〇〇年前のイギリスに生きたふつうの男と女。その暮らしともめ事、希望と連帯をたねんに読み解く。
近藤和彦 著
二七〇〇円

ルター之首引き猫

◆木版画で読む宗教改革
ルターと教皇の一騎打ち。教皇を捕虜に凱旋するルター。文字を解さぬ人々に伝えられた宗教改革のイメージに迫る。
森田安一 著
二六〇〇円

ガリラヤからローマへ

◆地中海世界をかえたキリスト教徒
迫害の神話、拒絶された性、魔術師イエス。ローマ帝国に生きたキリスト教徒の心性が新しい時代をきりひらく。
松本宣郎 著
二七〇〇円

文明としてのソ連

◆初期現代の終焉
ソ連の七四年前とは何だったのか。二〇世紀という時代のあり方を決したその存在の意味を世界史に位置づける。
石井規衛 著
予価二五〇〇円

夢と反乱のフオブール

◆一八四八年・パリの民衆運動
パリの街を舞台に展開される民衆反乱の世界。尋問記録を駆使して描きだされたミクrostóriaの傑作。
喜安 朗 著
予価二八〇〇円

世界歴史大系

最も新しく最も詳しい通史!

イギリス史 (全3巻)	1 先史と中世	5500円
	2 近世	5000円
	3 近現代	5000円
アメリカ史 (全2巻)	1 植民地時代(一八七七年)	平成6年6月刊予定
	2 一八七七〜一九九二年	五五〇〇円
ロシア史 (全3巻)	2 ビョートル大帝(第一次世界大戦前まで)	平成6年8月刊予定
中国史	全5巻	未定
ドイツ史	全3巻	未定
フランス史	全3巻	未定

前方後円墳集成

全5巻

近藤義郎編

最終回配本◎'94年2月

東北・関東編

●全国四千六百余基にのぼる前方後円(方)墳の調査資料を集成。各地の動向を概観し、墳形・内部主体・副葬品などを明示。
●二色刷二万五千分の地形図に分布を付す
A4判 定価三五、〇〇〇円

既刊◎好評発売中

中部編	二三〇〇〇円
畿内編	二三〇〇〇円
中国・四国編	二〇〇〇〇円
九州編	一五五〇〇円

山川出版社

〒101 東京都千代田区神田1-13-13
☎03(3293)8131 *定価は税込み

5月15日(日) <部会別自由論題報告>

第1報告9:30~10:15

第2報告10:15~11:00

第3報告11:00~11:45

第4報告11:45~12:30 各報告とも発表30分、討論15分

第5報告13:30~14:15

第6報告14:15~15:00

第7報告15:00~15:45

第8報告15:45~16:30

古代史部会(9:30~16:30)

本館2階260教室

午前の部(9:30~12:30)

1 岡田泰介(東京大学)

アーカイック期キュレネにおけるギリシア人・リビア
人関係の構造

司会 篠崎三男(東海大学)

2 佐藤一三(今市工業高校)

プロクセニアの起源

——ギリシア外交史の一断面——

司会 伊藤貞夫(東京大学)

3 栗原麻子(京都大学)

前4世紀アテナイ社会におけるフィリア的結合

司会 藤縄謙三(京都女子大学)

4 芝川 治(大手前女子大学)

アリストテレスと国制の変遷

司会 合阪 學(大阪大学)

午後の部(13:30~16:30)

5 毛利 晶(静岡大学)

カプア・ミントウルナエ出土のマギステル碑文と共和
政期ローマのコンピトゥム祭儀

司会 阪本 浩(青山学院大学)

- 6 広瀬三矢子 (関西学院大学) アウグストゥスとアレクサンドロス大王
——アウグストゥスの彫像研究を中心にして——
司会 本村凌二 (東京大学)
- 7 新保良明 (長野工業高専) ローマ帝政初期における皇帝裁判と皇帝顧問団
——皇帝による元老院支配の一側面——
司会 南川高志 (京都大学)
- 8 足立広明 (龍谷大学) 古代末期の女性の地位について
——J. Beaucamp の研究を手掛かりとして——
司会 松本宣郎 (東北大学)
- 中・近世史部会 1 (9:30~12:30)** 本館 3 階 3 0 3 教室
- 1 朝倉文市 尊者ベアダと修道院文法
(ノートルダム清心女子大学) 司会 河井田研朗 (福岡大学)
- 2 船木順一 (青山学院大学) 東フランク=ドイツ王国における国王塗油式の導入に
ついて
司会 山田欣吾 (共立女子大学)
- 3 平田耀子 (高千穂商科大学) ベケット論争とエクシタ司教バソロミュウ
司会 三好洋子
- 4 上條敏子 (一橋大学) 十三、四世紀北西ヨーロッパにおける女子在俗修道者
の居住及び組織形態について
司会 坂口昂吉 (慶応義塾大学)
- 中・近世史部会 2 (9:30~12:30)** 本館 3 階 3 1 5 教室
- 1 桑野 聡 (横浜市立大学) ザクセンにおけるヴェルフエンの家系意識の形成
司会 早川良弥 (梅花女子大学)
- 2 高橋 理 (山梨大学) 13世紀のハンザ都市ロストック(Rostock)における手工
業者層
司会 棟居 洋 (フェリス女学院高校)

- 3 田中俊之 (京都大学) 中世後期ドイツ都市社会と周縁集団
司会 阿部謹也 (一橋大学)
- 4 村山 聡 (香川大学) ドイツにおける改革派ゲマインデの「自律的」形成に
ついて
——エルバーフェルトの教区簿冊(16-18世紀)の比較検
討より—— 司会 小倉欣一 (東洋大学)
- 中・近世史部会 3 (9:30~12:30)** 本館 3 階 3 5 2 教室
- 1 鶴島博和 (熊本大学) *Domesday Book* の『通訳』たち
司会 青山吉信 (城西国際大学)
- 2 澤田昭夫 (日本大学) ヘンリー 8 世の帝国思想再訪
司会 指 昭博 (追手門学院大学)
- 3 伊東秀征 (活水女子大学) 平戸イギリス商館員の食生活に関する一考察
司会 岩井 淳 (静岡大学)
- 4 土井美徳 (早稲田大学) レヴェラーズの週刊新聞『モダレート』と〈the
people〉
——初期スチュアート朝のコンテクストとの関連で——
司会 田村秀夫 (中央大学)
- 中・近世史部会 4 (9:30~12:30)** 本館 3 階 3 6 4 教室
- 1 榊原康文 (北海道大学) 13世紀シチリア王国におけるフリードリヒ 2 世の統治
政策
——「司法官」の分析を中心に——
司会 高山 博 (東京大学)
- 2 高橋友子 (立命館大学) 15世紀フィレンツェの捨児養育院と子供の将来
司会 永井三明 (同志社大学)
- 3 山本和彦 (東海大学) メキシコ第 2 次聴訴院とバスコ・デ・キロガ
——スペインの先住民集住政策との関係——
司会 染田秀藤 (大阪外国語大学)

- 4 五十嵐一成 (札幌大学) 16世紀末から17世紀初めのメスタ協議会と〈平地の〉
牧畜業者
司会 西澤龍生 (東京成徳短期大学)

近代史部会1 (9:30~16:30) 本館2階202教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 玉木俊明 (日本学術振興会) イギリスのバルト海貿易(1731-1783年)
司会 鈴木健夫 (早稲田大学)
- 2 大西吉之 (大阪大学) 18世紀オランダ都市の居住パターン
——ロッテルダムを中心に——
司会 栗原福也 (東京女子大学)
- 3 小島 崇 (名古屋大学) イギリス新救貧法と地域社会
——ハダズフィールドにおける新救貧法反対運動 (1837-38年) ——
司会 松塚俊三 (福岡大学)
- 4 馬淵 彰 (日本大学) メソヂスト運動と19世紀イギリス労働運動
——J. R. スティーブンス牧師を中心に——
司会 古賀秀男 (山口大学)

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 森本真美 (大阪大学) 絞首強盗パニック再考
——19世紀中期イギリスにおける犯罪と刑罰改革——
司会 川島昭夫 (京都大学)
- 6 光永雅明 (京都大学) イギリス「人類教」とその継承者たち
——大英帝国にかんする議論をめぐって——
司会 村岡健次 (甲南大学)
- 7 四元忠博 (埼玉大学) 19世紀末農業大不況とナショナル・トラストの成立
(1895年)
司会 浜林正夫 (八千代国際大学)

- 8 日暮美奈子 (東京外国語大学) 世紀転換期ヨーロッパにおける「婦女売買」
——女性差別と人種差別の接点をもとめて——
司会 下村由一 (千葉大学)

近代史部会2 (9:30~16:30) 本館2階213教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 中村年延 (同志社大学) ミツキエヴィチとミシュレ
——1840-50年代フランスにおけるスラブ民族観——
司会 早坂真理 (茨城大学)
- 2 石田信一 (筑波大学) 1848年革命期のダルマチアにおける国民統合の問題
司会 柴 宜弘 (東京大学)
- 3 吉田 浩 (北海道大学) 農奴解放後のロシア農民慣習法
司会 和田春樹 (東京大学)
- 4 上野隆生 (芝浦工業大学) ローレンツ・フォン・シュタインと近代日本
——陸奥宗光の講義筆記ノートを中心に——
司会 笹川紀勝 (国際基督教大学)

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 久田由佳子 (名古屋大学) 19世紀前半ニューイングランドにおけるローウェルの
紡織女工
——農村生活から工場労働へ——
司会 岡田泰男 (慶応義塾大学)
- 6 落合明子 (神戸商科大学) 自立を夢見て
——再建初期におけるアフリカン・アメリカンのアグ
レーリアニズム——
司会 明石紀雄 (筑波大学)
- 7 大森一輝 (都留文科大学) 南北戦争後のボストン黒人コミュニティにおける階
層分化と人種意識
——州公民権法への黒人「エリート」の対応を中心に——
司会 野村達朗 (愛知県立大学)

- 8 犬飼裕一（早稲田大学） マックス・ウェーバーにおける「普遍史」概念
司会 田中豊治（大東文化大学）

現代史部会（9:30～16:30） 本館2階262教室

午前の部（9:30～12:30）

- 1 木村 真（東京大学） 20世紀初頭のブルガリア農民運動の展開
——スタンボリースキを中心に——
司会 南塚信吾（千葉大学）
- 2 北村暁夫（東京外国語大学） ジョリッティ時代におけるイタリア社会党と移民
——A・カプリーニの移民論を中心に——
司会 西川正雄（専修大学）
- 3 姜 公淑（青山学院大学） 『コンバ』を通してみるフランスレジスタンス
司会 平瀬徹也（東京女子大学）
- 4 六鹿茂夫（埼玉女子短期大学） 国民国家の統合と分離
——モルドヴァ共和国とルーマニアの場合——
司会 平井友義（広島市立大学）

午後の部（13:30～16:30）

- 5 中山裕史 日露戦争と第一次モロッコ危機
（桐朋学園大学短期大学部） 司会 倉持俊一（法政大学）
- 6 泉 卓也（東京大学） ナチスとバイエルンの農村
——S A特別全権委員を中心に1933-34——
司会 三宅 立（明治大学）
- 7 黒川 康（立教大学） ドイツとナチ台頭
——ドイツ・ファシズム論によせて——
司会 村瀬興雄（成蹊大学）
- 8 北島瑞穂（東京大学） ソヴィエト占領下ドイツの教育改革
司会 星乃治彦（熊本県立大学）

シンポジウム「ソシアビリテ論の射程」

(13:30～17:00) 理学館220教室

〈問題提起〉

二宮宏之（東京外国語大学） ソシアビリテ論の射程

〈報告者〉

佐藤清隆（相模女子大学短期大学部） シェイクスピア時代の酒場の世界と社会統制
徳橋 曜（富山大学） 中世フィレンツェの人的関係
高澤紀恵（国際基督教大学） 近世パリの民兵 ——リーグからフロンドへ——

〈コメンテーター〉

岸本美緒（東京大学／中国史）
牧原憲夫（法政大学／日本史）

〈司会〉

二宮宏之（東京外国語大学）
魚住昌良（国際基督教大学）

古代史部会

報告者

- 1 岡田 泰介 (東京大学)
- 2 佐藤 一三 (今市工業高校)
- 3 栗原 麻子 (京都大学)
- 4 芝川 治 (大手前女子大学)
- 5 毛利 晶 (静岡大学)
- 6 広瀬三矢子 (関西学院大学)
- 7 新保 良明 (長野工業高専)
- 8 足立 広明 (龍谷大学)

1 アーカイック期キュレネにおける ギリシア人・リビア人関係の構造

岡田 泰介

グレコ・ローマ時代のキュレナイカにおける、ギリシア系（ローマ系）植民者と先住民であるベルベル系リビア人との関係は、両者の敵対を論じるにしろ、共存を論じるにしろ、従来、定着農耕と遊牧という、2つの明確に区別されたライフ・スタイルの二項対立のシエマに還元されて理解されることが多かった。しかしながら、近代化以前のキュレナイカにおいては、主として気候条件の不安定さのために、農耕と牧畜を組み合わせた混合的なシステムが自然条件に最も適合したライフ・スタイルとして広く行われており、農耕と牧畜は明確には分離していなかった。古代においても、一方で、リビア人が牧畜と並んでプレ・ギリシア時代から既に、程度の違いこそあれ、農耕を営んでいたことは早くから指摘されており、また他方で、従来、リビア人遊牧社会に対峙する農耕社会と規定されてきたキュレナイカのギリシア系植民市社会もまた、牧畜的な側面を内包していたと考えられる。従って、定着農耕・遊牧という単純な二項対立のシエマを基礎としたギリシア人・リビア人関係論は、もはやそのままの形では成立しがたく、むしろ、この問題は、基本的には同質の農耕・牧畜混合的なライフ・スタイルにおける、サブ・セクション相互の関係という枠組の中で、改めてとらえ直されるべきではないだろうか。

今回の報告では、以上のような問題意識に基づき、前631年のバトス1世によるキュレネ建設から前6世紀半ばのいわゆるデモナクスの改革に至る、初期キュレネ史におけるギリシア人・リビア人関係の構造について分析を試みたい。

2 プロクセニアの起源 ——ギリシア外交史の一断面——

佐藤 一三

ギリシア外交史の中で異彩を放っている制度に、プロクセニア *proxenia* がある。古代ギリシア世界で外交活動を担っていたこの制度は、外交活動だけに限定されるものではなく、制度上・職務上多面性をあわせもっている理由で総括的な制度像を構築できない状況にある。近年刊行された関係著作 [C.Marek, *Die Proxenie*; A.Gerolymatos, *Espionage and Treson* など] のほとんどが統合的解釈を放棄して、分散的な解釈に傾いていることは残念である。

本報告では、この制度がギリシア世界全般に受け入れられた背景には、分散的多様性をなんらかの形で克服できる原理・原則があるはずだという仮説に基づいて関係史料を分析検討する。最初にプロクセニアの先行形態といわれるクセニアにまず焦点を当て、制度としての特質を吟味し、その上でスパルタ、アテネの国制・国政からこの制度の外交的起源を推論する。

しかしかかる起源論では、年代的にも、多様性の面でも、存在する史料を十分に説明しきれない矛盾が生じてくるのである。この矛盾を説明するため制度上特異と思われる「神殿のプロクセニア」を精査し、外交制度プロクセニアのプロトタイプとしたのである。この解釈にそくすれば、これまで説明できなかった年代的な懸隔やプロクセノス職の多様性を説明できるのではないかという感触を得たのである。

3 前4世紀アテナイ社会におけるフィリア的結合

栗原麻子

近年ポリス社会におけるゲノス（氏族）の意義に疑問が付けられるにともない、広くポリス内の人的紐帯の性格について再検討の必要が生じている。そのための有効な概念の1つにフィリア *philia* がある。

フィリアとは愛とも友情とも訳され、血縁・非血縁の別なくおよそ近い者との絆をさして包括的にもちいられるギリシア語である。アリストテレスが『ニコマコス倫理学』の第8・9章でこのフィリアについて論じていることはよく知られているが、彼はこれを、親子、夫婦、友人等の個人的な人間関係のみならず、ポリス共同体をはじめとし、部族仲間、航海仲間、ヘタイレイア、親族等、その部分をなすあらゆる共同体の構成原理とみなしている。しかもここでフィリアの語は、ギリシア人に独特の、フィリアと正義を不可分のものとみなす人間関係意識を反映していることが明らかである。その結果『ニコマコス倫理学』においては、共同体の公的な正義も、親子・兄弟間の正義と同様フィリアを根拠とすることになる。

しかしながら、この倫理的徳目としてのフィリアが現実のポリス社会においていかに機能していたのかについては、従来ほとんど論じられてこなかった。本発表では、様々なフィリアの発現形態のうち、虐待の公訴 *graphe kakoseos* や殺人に関する訴訟をはじめとする第三者による訴訟形式をとりあげ、それらの訴訟において被害者をとりまいていただくフィリアの性格について、法廷弁論を主な史料として検討したい。

アテナイの公的訴追制度の特徴は、第三者による訴追が有意の市民にゆだねられている点にあったとされるが、ある個人が実際に、いかなる規範のもと、いかなる第三者の介入を期待しえたのかということは、個人をささえる人的紐帯の問題であると同時にポリスにおける公共の正義の性格にかかわる問題であるといえるだろう。

4 アリストテレスと国制の変遷

芝川 治

ギリシアにおける諸国制の変遷につき、アリストテレス、『政治学』三卷十五章と四卷十三章にて一種の図式を呈示する。そのうち前者によるならば、国制継起の順は王政——貴族政——寡頭政——僭主政——民主政である。これに対し、後者からは王政——寡頭政——「国制」——民主政なる順序が得られ、両者、齟齬を呈するかに覷ぜられる。これらとは別に、『政治学』五卷十二章では国制変化に凡ゆる規則性を否認するかの発言がなされる。

これらにつきアリストテレスの真意那辺にあるか、この点の推知は容易ならざるものがある。ただ、上掲三箇所はそれぞれ当該箇所の文脈において理解されねばならぬ。それを顧慮するに、初期には寡頭政などの少数政治多く、民主政は後期において増加を見るとアリストテレスとしては考えたのであろう。ただし、これはあくまでも概括的傾向である。四世紀における寡頭政や六百年前後における民主政の実例はアリストテレス著作中、必ずしもその数僅少とはしない。これは或る意味では当然である。富裕者は如何なる世にも存するなるが故に、寡頭政は後期においても出現するを得る。アリストテレスにとりて古期の民衆とは身分制的秩序下に隷属する「平民」にはなき故、ポリスの状況によりては早き民主政も生ずるを得る。アリストテレスの場合、ギリシア史の新旧両時代を画する要因は人口増、都市拡大、軍制の変化である。それ故に近代人通有の図式に比して、アリストテレスのそれは遥かに可塑性に富むのである。

5 カプア・ミントウルナエ出土のマギステル 碑文と共和政期ローマのコンピトゥム祭儀

毛利 晶

私は最近の論考（『史学雑誌』第103編第3号掲載）で、紀元前64年の元老院決議で禁止された「コレギウム」と呼ばれる団体の性格とこの決議の目的を論じ、更にこの決議の結果行われなくなったと言われるルディー＝コンピターリキーの担い手に関連して、コレギウムとウィークスの長（マギステル）が互いにどのような関係にあったのかを推測した。その際私は、依拠する史料をキケローの弁論やアスコニウスの註釈等ローマ市の状況を直接伝えるものに限り、それ以外のは故意に考察の対象から外して論を進めた。これら論じ残された史料には、カプアやミントウルナエから出土した「マギステル碑文」のように、共和政期ローマのコンピトゥム祭儀を扱う人が今日必ずと言ってよい程に利用するものも含まれている。しかし私はこの論考の註でも指摘しておいたように、Accame に始まる研究者の努力でこれらの碑文を基に構築された構図が、カプアやミントウルナエの社会の有り様を100パーセント正しく捉え切っているかについては、いささか疑問を感じているし、この構図をそのままローマ市に当てはめて考えることにもためらいを禁じ得ないのである。そこで本日の報告では、Accame の論考を手掛かりとしてカプアとミントウルナエ出土の碑文を検討し、カプアのマギステルは言うに及ばず、ミントウルナエのマギステルもウィークスの長と考えがたい所以を述べたく思う。そして最後に、これら都市ローマ以外の史料を根拠に都市ローマの状況を説明する場合、表面上の均質さに目を奪われて、その背後にある多様性を見失わないよう、改めて注意を促すつもりである。

6 アウグストゥスとアレクサンドロス大王 ——アウグストゥスの彫像研究を中心にして——

広瀬 三矢子

これまで、「アウグストゥスの業績録 *Res Gestae divi Augusti*」を中心に検討すれば、アウグストゥスの意図する統治とは、ローマの共和政時代からの伝統に基づいて、元老院とローマ人民を尊重し、彼らからの承認を求めながら、徐々に権威を高めていき、完成した「アウクトーリタス」に基づく君主政であると結論した。このアウグストゥスのローマの伝統を重視する姿勢と相いれないと思えるのが、アウグストゥスによるアレクサンドロス大王の模倣 *imitatio Alexandri* を支持する研究動向である。アレクサンドロス大王は東方のヘレニズム諸国のイメージに結び付く、マケドニアの王で、特にライバルであったアントーニウス、クレオパトラとの対立からアクティウムの海戦、エジプト征服を思う時、アウグストゥスはその統治のためのプロパガンダとして、アレクサンドロス大王を念頭においたと考えることに疑問を覚える。しかしながら、1969年の Kienast の論文以降も多く研究者が、アウグストゥス時代の文献、詩歌、考古学等のあらゆるものに *imitatio Alexandri* を見いだそうとしている。これらの諸見地のうち、本発表では Kienast がふれていないアウグストゥスの肖像研究の見地から *imitatio Alexandri* を取り上げたい。

アウグストゥスの彫像に関しては1931年における Brendel の4タイプの分類以来、現在に至るまで、いろいろな分類が試みられてきた。この分類のうち、Hauseman を参考にしつつ、Zanker による3分類を基本とすれば、アレクサンドロスとの類似が指摘されるAタイプについて、その特色と、制作年代等について考察する。さらに、次のBタイプ、Cタイプの制作開始年代に考えをすすめる、アウグストゥスはその彫像を制作させる際に、アレクサンドロス大王の模倣をどのように扱ったのか、そして、彼の統治の中で、彼のその意図がどのような意味を持ったかを論じたい。

7 ローマ帝政初期における皇帝裁判と皇帝顧問団 ——皇帝による元老院支配の一側面——

新保良明

帝政初期に出現した皇帝裁判と元老院裁判は周知の如く司法上重要な役割を果たしたが、何れも「特別裁判 *cognitio extra ordinem*」として、扱うべき被告の身分、犯罪類型、量刑の点で一切の制限を受けず、かくして両者は同質であり、並存競合の関係にあると従来捉えられてきた。そして告発がなされた後、それをどちらの法廷にかけるかを事実上決定したのは皇帝であったとみなされている。ところが、ユリウス・クラウディウス朝下の元老院議員を被告とする両裁判に関し報告者が旧稿において確認してきたところによると、元老院裁判がコンスル級議員には寛大な判決を用意する傾向を有していたのに対して、皇帝裁判はコンスル級議員を主な審理対象にすると同時に、彼らに不当な厳罰を科していた。即ち、両法廷にはかくの如き正反対の不平等性が現れるのである。かかる裁判実態の相違は皇帝が両法廷を使い分けていた可能性を十分に示唆しており、ここから皇帝権力の内実の一端を窺い知ることができると考えられる。それゆえ我々はこの点に注目すべきと思われるのであるが、その際、皇帝裁判に原則的に陪席した皇帝顧問団 *consilium principis* は当然無視されえない存在であると言えよう。

そこで、本報告では、帝政初期のカリグラ・クラウディウス・ネロの三代の治世下（後37～68年）における裁判事例を材料にして、皇帝裁判に現れた不平等性が皇帝にとって如何なる意味を有したのか、陪席した皇帝顧問団がこの裁判において如何なる役割を果たしていたのかを探ることにしたい。具体的には、以下の検討を試みる。(1)元老院裁判と皇帝裁判の諸事例の比較検討による後者の特徴の抽出。(2)不平等な判決決定に対する皇帝顧問団の影響力の有無の検討。(3)皇帝顧問団の人的構成の検討。以上の分析を通して、司法を通しての皇帝による元老院支配の一面が明らかになるであろう。

8

古代末期の女性の地位について
——J. Beaucampの研究を手掛かりとして——

足立 広明

古代ローマの市民社会からキリスト教社会に移行していく過程において、女性の地位にはいかなる変化がみられたのであろうか。本発表は、ジョエル・ポーシャンの『ビザンツにおける女性の地位——4～7世紀』I, II巻を手掛かりとしつつ、古代末期の女性の地位の実態に関して若干の試論を試みるものである。

ポーシャンは同書第一巻(1990年)においてテオドシウス法典およびユスティニアヌス法典の文言に着目し、4世紀以降女性が次第に弱き者、劣等なる者として語られるようになり、公共の場から排除されていったと考えた。ここで注意すべきは、女性の弱さが単に男性に対する社会的劣性を示すものとしてでなく、神の配慮により保護さるべきものとして語られているという点である。用いられる用語はモラル的含意を持つものに変化し、またさまざまな罰則および保護規定が数の上で増大していった。一方、これと裏腹に母親の権利は増大し、その世襲財産権は強化されたという。1992年の同第二巻では、エジプトのパピュルスおよび同時代東方の作家の作品や聖人伝のなかから社会的実態が推測され、それによれば、エジプトなどでは法の文言に現れるモラルへの収束への抵抗が見いだされるという。

こうした発展の背景にある要因は複合的なものであり、単純に図式化できるものではない。だが、ポーシャン自身も触れているように古代都市の自治的機能、とくに独占的に男性市民の手に拠っていたエヴェルジェティズム的行為が教会の手に委ねられていったことが要因の一つであることは間違いない。古代末期の女性たちは、本来プライベートな空間たる教会における寄進、慈善行為などを通じて、かつての参事会男性市民の果たしたと同様の役割を演じ、大いにその権威を高めることができた。だが、教会が公的権威を代行する存在に化すにつれ、再度女性たちを連れ戻すべきプライベートな領域を定義し直す必要が生じて来た。法の文言における女性へのモラル的規制強化は、このような文脈においておそらく理解されるべきものであり、法制定者の意図とそれに反する社会的実態との緊張

関係を示唆しているのであろう。

中・近世史部会 1

報告者

- 1 朝倉 文市 (ノートルダム清心女子大学)
- 2 船木 順一 (青山学院大学)
- 3 平田 耀子 (高千穂商科大学)
- 4 上條 敏子 (一橋大学)

1 尊者ベーダと修道院文法

朝倉文市

13世紀のスコラ学の大発展の時代以前の学問文化一般を総称して「プレ・スコラ学」と呼び、「晩期（後期）スコラ学」に先立つ、準備する時期というのが従来の呼び方である。ここで問題となる修道院文化の形成の時期とは、正にこの「スコラ学」の研究対象から外れた「非スコラ的」な時代にあたる。

ここでいう修道院文法 (monastic grammar — M. H. King) とは、修道院文化 (Le contenu de la culture monastique est apparu comme symbolisé, synthétisé, par ces deux mots: grammaire et eschatologie. — J. Leclercq), Gramatica Mystica (M. H. King) と呼ばれ、文化の内容はある意味で神学、また霊性、或いは文化史を意味する。この修道院文法を考えると、当該時代に存在する二種類の学校、すなわち修道士の学校と聖職者の学校との相違からみることができる。後者は、街にあって司牧活動の準備をする司教座聖堂付属学校で、ここから「スコラ神学」が生まれてきた。これに対して修道院学校は、修院長や霊的な父によって聖書や教父たちの読解を通して、ラテン語の学習が聖務日課の中で日々与えられる。ここから「修道院神学」が生まれた。

尊者ベーダは、ノーサンブリア文化を代表する精華として良く知られた典型的な人物であり、その評価も極めて高い。彼の主な活動は、祈り、研究、教育、著作に絞られるが、特に歴史的な著作とラテン語の素晴らしさは最も価値あるものとされてきた。しかしここでは、従来の彼に対する理解・評価（聖書注解を除外した研究）とは違った視点から再評価を試みたい。ベーダは「私はその時から生涯の全期間を同じ修道院の庵で過ごし、聖書の研究に没頭した。修道院規律の遵守や聖堂での毎日の聖歌の勤行の間において、常に学ぶこと、教えること、書くことに喜びを持った。」(H.E. V-24)と記す。ここからも、ベーダの場合にあっては修道院文法とは、古代の文法家たちや後の思弁的な文法家たちの文法とも違う聖書中心の文法であったこと、つまり修道院での「神の読書」(lectio divina) とは、文法に始まって、痛悔と終末論的憧れに達する活動であったことを指摘してみたい。

2 東フランク＝ドイツ王国における 国王塗油式の導入について

船 木 順 一

旧約聖書に拠りて国王を聖別する宗教儀礼、国王塗油式はフランク王国においては、751年（国王ピピンへの塗油）から始まる。神権的な国王の誕生を象徴的に示すこの儀礼は若干の例を除けば、当初教皇が執り行なっていた。しかし、王国が徐々に東西に分裂してゆくなかで、先ず西フランク王国において、同王国内の高位聖職者、サンス大司教カランス大司教かが塗油を挙げる形に変わっていく。その後、教皇が関与しないこの国王塗油式が、時期を正確に確定することはできないが、10世紀の交に東フランク＝ドイツ王国に導入されたと考えられている。この時期はまた、東王国でも新国王即位のための祭式書 Ordo が作成され始めた時期でもあった。そこには国王即位式に積極的に関与してゆこうとする教会の姿勢が読み取れるのである。こうした国王塗油式の導入に代表される儀礼上での新たな展開が、理念的にも、実際の国政においても、王権と教会との関係に影響を及ぼした、と推断できよう。

今回の報告では教会が纏めた祭式書、教会会議の決議条項、条約文、聖者伝等の史料を検討しながら、国王塗油式が導入された背景と経過をふまえて、当時の教会にとってこの導入がいかなる意義を持っていたのか、について明らかにしたい。また、塗油式が西王国では即位のための必要要件となる一方、東王国ではそのような発展にまで到らなかった事態に関し言及して、その解明の鍵が国王ハインリヒ一世（在位919-936）の治世にあることを指摘したい。

3 ベケット論争とエクシタ司教バソロミュウ

平 田 耀 子

ベケット論争は当初国王ヘンリ二世とカンタベリ大司教トマス・ベケットの些細な意見の食違いからおこったが、両者が自らの立場を正当化しようとした時、イングランドにおける教権と王権の対立という形をとることとなった。その過程においてベケット論争はヘンリ二世とベケットだけでなく、ローマ教皇、フランス王、イングランド司教団、クライストチャーチの修道士、そして国王の臣下やベケットの配下の聖職者など、まわりの多くの人々を巻き込んでいった。

その中でイングランドの司教たちはこの抗争にたいしてどう反応したのであろうか。ベケットとイングランド司教たちの関係についてはノウルズの名著『トマス・ベケットと同僚の司教達』〈*The Episcopal Colleagues of Thomas Becket*〉に詳しい。しかしこの研究は当時の年代記や数々のベケット伝を基にイングランドの司教たちとベケット個人との関係を考察したものであるが、ベケット不在中のイングランドの司教たちが直面した諸問題や、それについての司教たちの対処の仕方を究明したものではない。

本報告では、エクシタ司教のバソロミュウを取り上げ、彼がどのような経緯を経て司教になり、ベケット論争にどのように対応し、論争後どのような活動を行なったかについて考察したい。この作業を通じて、ヘンリ二世とベケットが代表するふたつの権威の板挟みになったエクシタ司教が、発展しつつあった教会法の知識と思考方法を武器に中立を保った過程が明らかになればよいと思う。さらにベケット暗殺後、論争中彼の味方をした仲間の聖職者と共に教皇庁より送られてくる教令を収集し、イングランドにおける教会法研究の礎を築いた事情が詳らかになることが期待される。

4 十三、四世紀北西ヨーロッパにおける 女子在俗修道者の居住及び組織形態について

上 條 敏 子

十三世紀はじめ、ヨーロッパ各地で、修道会に編成されないまま修道生活を営む女性が増加し、ベギンとよばれた。女子在俗修道者増加の背景には、放浪説教師、托鉢修道者の増加をもたらした社会風潮と、女子修道院の限定された収容力などがあり、各司教区は、女子在俗修道者への対応に苦慮することになった。本報告では、シュトラスブルク司教区とリエージュ司教区について、ベギンの社会的存在形態を、居住及び組織形態について分析し、比較する。シュトラスブルク市において、ベギンの居住は、十三世紀末、ドミニコ会、フランシスコ会の修道院の周辺に集中する傾向をみせるが、十四世紀になっても市内随所にベギン館が散在する状況が続く。これに対して、リエージュ司教区では、十三世紀にベギンホフが建設され、ベギン運動はここに囲い込まれることになった。

中・近世史部会 2

報告者

- 1 桑野 聡 (横浜市立大学)
- 2 高橋 理 (山梨大学)
- 3 田中 俊之 (京都大学)
- 4 村山 聡 (香川大学)

1 ザクセンにおけるヴェルフェンの 家系意識の形成

桑 野 聡

中世ヨーロッパの貴族支配に関する考察は、単に政治・社会経済史における問題にとどまらず、依然としてその全体像を把握することが難しい、中世人の生活意識・世界観の一端を究明する上での重要な手掛かりであると言えよう。一見、自明の存在のように思われがちなの「貴族」という階層自体、その都度の政治・社会情勢と密接に関係しながらその姿を変容させ、形づくられてきたものであった。それ故、彼らの血縁意識・家系意識も長い歴史の中では極めて不明瞭な、柔軟性のあるものとして見出すことが出来る。今回の報告では、こうした中世貴族の家系意識の形成にとって重要な転換期となったと考えられる11～13世紀、盛期中世に北ドイツ、ザクセンにおいて極めて特徴的な展開を見せたヴェルフェンの系譜記述の変遷を大雑把に概観することによって、こうした事実を改めて確認したい。

考察は、主にオットー・ゲルハルト・エクスレ、ヨハネス・フリート、ゲルト・シュナイドミュラーの諸研究に拠りながら、ヴェルフェンのザクセン支配の布石となったハインリヒ黒公時代、後代からザクセンにおけるヴェルフェンの始祖と位置付けられることとなったハインリヒ獅子公時代、そして獅子公失脚後の13世紀から14世紀はじめに至る時期の系譜記述の特色を比較し、男系血統の継承という近代的・生物学的系譜の連続とは異なった各時代特有の親族意識・家系意識の認識の様子を明らかにすることを目的に進めたい。そして、13世紀の史料において「ビッルンガー・ヴェルフェン・アスカニア」の系譜が意識的に統合されることによって、歴史記述自体が、古い氏族制的傾向から「ザクセンの支配貴族の系譜」としての歴史記述へと変貌し、地縁的傾向を強く持ち始めることを確認する。最後にこの背景として、帝国諸侯身分の形成から等族支配体制の発達という現象が注目されるが、この点に関しては今後の研究課題として問題提起するにとどめたい。

2 13世紀のハンザ都市ロストック(Rostock) における手工業者層

高橋 理

エルベ以東における建設都市成立当初、市政の担い手となった階層として、従来、有力商人層かミニステリアーレース層のみが考えられてきた。これを裏からいえば、建設都市の成立・発展期において、手工業者層の勢力は当然に微弱であったという判断が前提となっていたことを意味する。

しかるに、ハンザ都市の一つロストックについて、その成立・発展期の事情を検討する過程で、手工業者層の意外な程に顕著な役割と活動とが発見された。先づ最初に注目されるのは、13世紀の初期ラートにおいて、商人層よりも手工業者層こそ大きな比重を占めていたことである。13世紀の史料中に散見されるラート名簿に名を残しているラート員各々につき、その職業を知り得る限り探究した所、商人であることが明確な事例は皆無に近い反面、手工業者であることが明らかな例は一応の件数に達する。のみならず、この間異例の長期間に亘ってラートに列し、しかもその間ほぼ一貫してラート筆頭の高位を占め、それ故にロストック成立直後の市政を長年牛耳ったと思われる人物は、何と皮革業者に他ならなかったのである。

このような事情は、13世紀のロストックにおいては手工業が十分に発達し、手工業者層の地位や資産も高かったことを予想せしめる。幸い、比較的近年にロストックの都市記録書が公刊されたが、それを通読した所、手工業の多面的な展開と、手工業者の大きな経済力及び活動範囲の広さとが強く印象づけられた。それ故、ラート構成に見られる手工業者勢力は、市内における手工業の盛行と比重を反映した結果と考えるべきであろう。更に当時のロストックにおいて、商人と手工業者とが未分化であり、有力商人層の形成は未だ見られなかったことにも留意の要があろう。特定都市の事情を一般化することは許されないが、手工業者層の比重を低くみる旧来の前提には、なお再検討の余地があるのではなかろうか。

3 中世後期ドイツ都市社会と周縁集団

田 中 俊 之

近年の中世都市研究は、都市共同体の形成・発展の指導的存在であった上層市民のみならず、これまで顧みられることの少なかった下層民をも含めた広い社会層を対象としている。中世都市の構成員としては、特権的市民層よりもむしろ市民権を持ちえないさまざまな住民の方が多かったという意味では、それらの社会層に研究が及ぶことで、より豊かな中世都市像が提示されてきたことはいうまでもない。しかし、ただ知られざる事実を掘り起こすことよりも、それらを通して都市社会のありようを映し出すことがより重要であるように思われる。

本報告では、近年研究の盛んな周縁集団を中世後期のドイツ都市社会との関係のなかで取り上げるが、その目的は、周縁集団の個々の実態の分析というよりも、かかる人々を周縁化せしめた都市社会がどのようなものであったのかという点を考察することである。ここでいう周縁集団とは、従来「賤民」と捉えられてきた賤業集団のみならず、いわゆる下層民・貧民、それに放浪者・乞食集団など、広く都市社会の下層・周縁に位置づけられた人々全体を指す。

考察の手續きとしては、まず近年の研究を概観することで研究課題の一つが周縁化のプロセスにあることを確認した上で、いかなる社会状況が周縁化を生み出すのか、その結果に対して社会がいかなる対応を取ったのか、その対応の内面に中世後期から近世へと移行していく都市社会のいかなる問題が反映されていたのかといった点を、当時の政治的・経済的背景、そして拡大する貧困化という問題をふまえて、特に周縁集団と接する機会が少なからずあったと推定されるニュルンベルクのビール醸造業者ハインリヒ・ダイクスラーの都市年代記などを用いて考察することにしたい。

4 ドイツにおける改革派ゲマインデの「自律的」形成について ——エルバーフェルトの教区簿冊（16—18世紀）の比較検討より——

村 山 聡

中世キリスト教会は、その教区制度において、独自の空間秩序を実現していた。ドイツでは、宗教改革期以降、この空間秩序が維持された地域と、大きく再編された地域とに分かれる。東部ドイツのザクセンのように、領邦君主の主導により宗教改革が推進された地域では、中世以来の教区の空間構造は近世の国家制度の枠組みに組み込まれていく。しかし、ドイツのいくつかの地方では、そのような領邦教会体制が確立しなかった地域もある。ここで考察するライン下流のベルク公爵領は、その典型的な地方であり、領邦君主の宗教的信条と領邦の住民の宗教的信条は一致しない。

それでは、どのような経緯を経て、特定の宗教的信条、特にカルヴァン派の信条がその地域に「下から」あるいは「自律的に」定着するようになっていくのか。従来の制度史的教会史研究は、ゲマインデ主体の新たな教会制度の確立過程を明らかにしている。しかし、ここでは、教会の社会史研究においては、史料としてまだ十分に利用し尽くされていないと考える、教区簿冊の分析に基づいて、この問題をとらえ直してみたい。つまり、特定の宗教的信条が、ある地域に次第に定着していく過程において、どのような人のネットワークやその歴史的变化が観察されるのか、ということである。「下から」のゲマインデ形成あるいはその「自律性」のあり方が問われることになる。

さて、ここで主な対象とする、16世紀後半から17世紀前半にかけての時代のドイツのカルヴィニズムについての研究は、「第二次宗教改革」という概念をめぐって、ヴェーバー・テーゼと異なる、新たな研究段階に突入している。ただ、その場合には、近世期の国家形成に関心を集中するために、論争上、一定の限界も認められる。そこで、ここでは教区簿冊の分析を中心に、全く異なった視角から検討を加えたい。

中・近世史部会 3

報告者

- 1 鶴島 博和 (熊本大学)
- 2 澤田 昭夫 (日本大学)
- 3 伊東 秀征 (活水女子大学)
- 4 土井 美德 (早稲田大学)

1 Domesday Book の『通訳』たち

鶴島博和

1066年のノルマン征服から20年後、イギリス人の王ウィリアムは、全王国的な調査を行なうことを命じた。所謂「ドゥームズデイ」調査である。その目的については、白熱した議論が重ねられてきたが、ここでは触れない。というのも、本報告で重要なのはその調査方法だからである。調査は全王国を、一説には七つといわれる巡回区に分けて行なわれた。一つの巡回区は三つから六つの州からなっていた。その一つ一つの州を当該区の担当となった聖俗の貴族からなる調査団が、巡回し、調査した。調査は、各州の裁判集会で行なわれた。集会では、各ハンドレッドの代表が宣誓して陪審団を構成し、前もって用意されたマニュアルに従った調査団の質問に答えたのである。

この教科書的な説明の中に、大きな問題が潜んでいる。調査マニュアルは、ラテン語で書かれていたであろう。それを、調査団の高位聖職者が、その大半は大陸出身者であったろうが、そのまま読むか、それともフランス語に翻訳して質問した。何れにしても、英語で質問したとは考えにくい。ラテン語もしくはフランス語を、イギリス人が多数を占める陪審団がどのくらい理解できたのであろうか。もちろん、陪審団の中には定住したフランス人が含まれていたであろうが、彼らが多数を占めていたとも思えない。調査団の質問を英語に翻訳し、陪審団の答えをフランス語、もしくはラテン語に翻訳した、『通訳』(Latinus; Latimer; Interpreter)がいたはずである。場合によっては、彼ら『通訳』の技量が、調査結果の信頼性を大きく規定したかもしれないのである。

しかし、こうした重要性にもかかわらず、ドゥームズデイ・ブック研究において、『通訳』が問題になったことは、イギリスでも日本でも管見の限りまったくと言っていいほどなかった。そこで、本報告では、研究史における隙間を埋めるべく、(1)『通訳』に関するデータを収集し、(2)彼らの、①出自、②ナショナルイティ、③地理的分布を検討して、(3)「記憶」の時代、11世紀後半のイングランドにおける社会結合、地域統治、識字能力(literacy)の問題に光をあててみたい。

2 ヘンリー 8 世の帝国思想再訪

澤 田 昭 夫

わが国で普通マルシリオの主権国民国家宣言とされているヘンリーの帝国論(1533年「上訴禁止法」)が事実、国民国家宣言であったか、そのルーツがなんであったか、それが非革命的、伝統的キリスト教君主権の主張であったこと、その主張のきっかけは「王の一大事」 *negotium regis magnum* であったが、一大事解決後も主張された皇帝権論のきっかけは超民族的キリスト教社会 *respublica Christiana* の外交(教会会議政策 *conciliar politics*)であったことを、1958年史学会での筆者の発表以後の研究を踏まえて、論じる。

参考文献抄 今井宏「近代イギリスの形成」青山・今井編『新版概説イギリス史』(有斐閣1982、1993)、『イギリス史』2 近代(山川1990); 栗山義信「上訴禁止法に関する一考察」『岐阜大学研究報告・人文科学』11号(1962)、「『エンパイア』と『コモンウェルス』」『待兼山論叢』(1971年3月); 松浦高嶺『イギリス現代史』(山川1992年); G. D. Nicholson, *The Nature and Function of Historical Argument in the Henrician Reformation*, Ph. D. dissertation, Cambridge University, 1977 (Ch. IV 'The Imperial Crown and Act of Appeals' 157-214), 'The Act of Appeals and the English Reformation' in *Law & Government under the Tudors*, ed. by C. Cross, D. Loades, J. J. Scarisbrick, Cambridge U. P. 1988, 19-30; 澤田昭夫「帝国思想とヘンリー八世」『史学会第57回大会プログラム』、68-69, P. A. Sawada, 'The Abortive Council of Mantua and Henry VIII's *Sententia de Concilio* 1537', *Academia* (March 1960), 'Two Anonymous Tudor Treatises on the General Council' *Journal of Ecclesiastical History* 12 (1961), 'Das Imperium Heinrichs VIII und die erste Phase seiner Konzilspolitik' in *Reformata Reformanda* (*Festgabe f. H. Jedin*) I, Muenster, 1962; Walter Ullmann, 'This Realm of England is an Empire' *J. of Eccl. Hist.* 30 (1979)

3 平戸イギリス商館員の食生活に関する一考察

伊 東 秀 征

1613年に初来日したイギリス東インド会社所属の商人たちは、当初、商館の設立地として平戸よりも寧ろ浦賀を適切と考えていた。すなわち、司令官ジョン・セーリスによれば、「浦賀は海運にとって極めて良好な港であり、そこでは船舶はロンドンの前のテムズ河においてと同様に安全に停泊することができ、また、そこへの海上航路は極めて安全かつ良好である。それ故に、浦賀が本島にあり、（主要都市たる）江戸からわずか14、15リーグしか離れていないということを考えると、平戸へよりも寧ろそこへ航行する方が、我々の船舶にとってはるかに望ましいであろう」というものであった。

にもかかわらず、最終的に商館が設立されたのは、浦賀ではなく平戸であった。何故か。その一つの理由として、同じセーリスの言葉を借りれば、「その地（浦賀）は平戸に較べて食糧や獣肉が豊富でない」こと、換言すれば、平戸では「食糧は大変豊富にして極めて安価である」ことが挙げられる。

このように、本国を遠く離れて暮すことになったイギリス商人にとって、異国の地で何を食べ何を飲むかという問題は正に死活問題として認識された訳であったが、にもかかわらず、従来、平戸イギリス商館員の食生活の実態に関してほとんど解明されてこなかった。従って、本報告では、この研究史上の不足を補うために、初めに平戸イギリス商館史研究の基礎史料の一つである『セーリス日本渡航記』（E.M.Satow ed., *The Voyage of Captain John Saris to Japan, 1613, London, 1900.*）の中から関係箇所を訳出した上で、次にその分析に努めてみることにした。

4 レヴェラーズの週刊新聞『モダレート』と〈the people〉

——初期スチュアート朝のコンテクストとの関連で——

土井美徳

1620年代、下院の「特権委員会」は、〈commonalty・庶民〉の定義の解釈を通じてしばしば、選挙権者を「自由民」や「救貧税納付者」に限定せず、「世帯主・住民一般」へと拡大していった。その際の論拠が「コモン・ライト」であった。それは、単に「マグナ・カルタ」として歴史的に確証された権利という意味にとどまらず、「あらゆる記憶を越えた不変の慣習」として極めて抽象的に再解釈された権利であった。さらに長期議会では、サイモンズ・デュースのように、「イングランド臣民の生得権」として「最も貧しき人々」にも選挙権を認めようとの見解が下院において現れる。ただこれらの議論においては、選挙権は、いかに広範に拡大されたとしても、あくまでも「臣民」の権利として主張されたものであり、〈commonalty=subject〉が前提であった。またその権利は、エドワード・クックに代表されるようにその法解釈がいかに「持続的で不変の要素」を追求した抽象的なものであったとしても、あくまでも「基本法」の再解釈の産物であった。

ところが、40年代には政治社会の成員として〈the people〉という用語が頻繁に用いられるようになる。この〈the people〉をめぐる概念は、政治思想的にはキケロ以来〈populi〉として周知のものであったにせよ、少なくとも現実の政治的言説としては従来ほとんど用いられていない。おそらく本格的にはヘンリー・パーカーの「抵抗権」の主張が最初である。これ以降、〈the people〉という用語法は頻繁になされるようになるが、その意味するところは、〈commonalty〉の場合と同様、必ずしも一様ではない。また「人民の安全」＝「最高の法」をめぐる理論構想も当然様々な変種があった。

本報告では、以上のようなコンテクストを意識しつつ、レヴェラー運動の週刊新聞たる『モダレート』を中心に、〈the people〉の問題を探っていきたい。

中・近世史部会 4

報告者

- 1 榊原 康文 (北海道大学)
- 2 高橋 友子 (立命館大学)
- 3 山本 和彦 (東海大学)
- 4 五十嵐一成 (札幌大学)

1 13世紀シチリア王国におけるフリードリヒ2世の統治政策 ——「司法官」の分析を中心に——

榊原 康文

グリエルモ2世の死後、シチリア王国はその後30年あまりにわたる混乱期を迎えることになった。1220年、フリードリヒ2世がドイツからシチリア王国に戻り、以後王国には一応の秩序が回復されることになった。以後1250年のフリードリヒ2世の死にいたるまでの30年間はシチリア王フリードリヒの実質的統治時代である。

このフリードリヒ2世統治時代(1220-1250)、「司法官 iustitarius」という役職が存在した。シチリア王国全体が11の「司法官」管区に分割され、その各々に「司法官」が任命されていた。「司法官」はシチリア王国の地方行政における最高の役職であり、地方行政において重要な役割を果たしていた。その職務は裁判業務・公安維持・紛争解決・レーン制関連の業務・宮廷などへの物資供給・農業関係業務など多岐にわたる。このような「司法官」の分析によってフリードリヒ2世統治時代のシチリア王国の統治構造の一端をうかがい知ることができるものと思われる。

本報告では研究史をふまえながら「司法官」の職務・職務規律・出身階層などについて考察する。主な史料としては「シチリア王国勅法集成」を利用する。また、法文史料を補完するため、「サン＝ジェルマノのリカルドゥスの年代記」等の記述史料も利用する。

フリードリヒ2世時代のシチリア王国をどうとらえるか、この問題をめぐっては前世紀以来、研究者たちの活発な議論がくりひろげられてきた。最近ではD・アブラフィアがその著作『フレデリック2世 中世の皇帝』のなかで、ノルマン時代からの連続性を強調している。フリードリヒ2世時代の「司法官」についての検討はこうした問題を考える上でも重要な糸口を提供するものである。

2 15世紀フィレンツェの捨児養育院と子供の将来

高橋 友子

1445年1月にフィレンツェにおいて開設された捨児養育院 Spedale di Santa Maria degli Innocenti は、捨児を専門的に収容する西欧で最初の本格的な施設であった。同施設の古文書室には、開設当初から今世紀に至るまでの膨大な記録が保存されている。15世紀の捨児に関する主要な記録は、『乳母と子供』の記録 *Balie e Bambini* のシリーズ (serie XVI, NN. 1-11.) で、これには、1445年2月から1485年12月末までの約41年の間にこの養育院に入った6346名の子供たち（男児2728名、女児3618名）の出自や彼等につけられた乳母、施設に入った後の行方などに関する情報が記録されている。

この発表では、『乳母と子供』の記録と他のいくつかのシリーズ（『覚書』 *Ricordanze*, Serie XII. と『日誌』 *Giornali*, Serie XIII.）を史料として用いつつ、先述の期間にこの施設に入った子供たちの死亡率と親族への子供の返還、養育院内での子供の生活、6-7歳になった子供のフィレンツェ市民や農村の家庭への引き取りと奉公、養育院による女児の結婚の取り決め等について考察する。そして、近世初期に「西欧の各地に創設された捨児施設は、捨児に社会からの隔離と死をもたらし、捨児は、施設に到着した後は社会から忘却され、死を待つのみとなってしまった」と唱える John Boswell の学説がはたして妥当であるのか否かを、このフィレンツェの Santa Maria degli Innocenti 捨児養育院のケースから再検討することを試みたい。

3 メキシコ第2次聴訴院とバスコ・デ・キロガ ——スペインの先住民集住政策との関係——

山本和彦

ミチョアカン (Michoacán) の人文主義者の司教とか、「ユートピア (“Utopía”) 」の司教とか呼ばれる、バスコ・デ・キロガ (Vasco de Quiroga) という、スペイン出身の法学士は、1530年にメキシコの第2次聴訴院 (audiencia) の聴訴官 (oidor) の1人に選任されて、メキシコへと向かった。

王室政府のこの時の目的は、コルテス (Cortés) による征服が終了した (1521年) 後の、無政府状態になっていたメキシコの政治的、社会的な安定を回復させることにあった。これを背景にして、また、現地の社会不安を目撃していた、キロガは、先住民をプエブロス (pueblos) に集めることで、彼らをキリスト教へ導くためにと称して、1532年はメキシコ市 (Ciudad de México) の郊外 (クアヒマルパ [Cuajimalpa]) に、1533年にはミチョアカンのパツクアロ (Pátzcuaro) 湖岸に、プエプローオスピタル (pueblo-hospital) を設立した。

その一方で、カルロス (Carlos) 1世は、1534年9月に、ミチョアカンの散在して居住している「インディオ」を単一の町に集中させる命令を規定した文書を発布した。このような王室政府の植民地政策は、研究史においては “reducción” とか “congregación” とか呼ばれ、「集住」と訳される。また、キリスト教の布教のために建設された共同体は “doctrina” (改宗村) と呼ばれた。

さて、本報告では、キロガ自身が書いた、『法の報告書 (“Información en derecho”) 』や、いわゆる『法令 (“Ordenanzas”) 』といった文書から、彼の先住民に対する態度や考え方を具体的に提示し、王室政府の集住政策との密接な関係を明らかにしたい。そして、このような2つの問題点から、植民地の統治政策がある1つの実践にどのように作用していったのかがとらえられるはずである。

4 16世紀末から17世紀初めのメスタ協議会と 〈平地の〉牧畜業者

五十嵐 一 成

報告者は、メスタ協議会及びこれを取りまくカスティーリヤの農村・農業史の研究に微力を尽してきたが、国際的に近年著しい進展を見せるメスタ協議会及びカスティーリヤ牧畜業史研究の中にあっても、依然「難問」とされ続け、解明を待たれてきた問題である、16世紀とりわけその末葉から17世紀初めにおける、メスタ協議会への所謂〈平地の〉牧畜業者の参入而してその排除をめぐる問題について、主としてメスタ文書館等の同時代・直接史料に依拠しつつ、解明を試みた。

ガルシーア・マルティン、マリン・バリゲーテ、ロペス・サラサール・ペレスら新世代の学者の活躍によって最近、メスタ協議会と牧畜・牧羊業関係の研究は大いに進展し、メスタ協議会に関する《黒い伝説》も大幅に除去されつつあるが（こうした動向には隔たりのある日本における近年の若干の研究・「紹介」についての批判点呈示を含め、近世期に関する研究上の最先端の問題状況を扱った、『1993年度土地制度史学会秋季学術大会報告集』所収の筆者の論稿を併せ参照されたい。）、本来は北カスティーリヤの牧畜業者の組織であったメスタ協議会と16世紀に入ってから南メセータの牧畜業者との係わりの問題、南から北への言わば〈逆の〉大移牧業者、小移牧業者、定牧関係者、農村社会一般間の相克の問題、而して、17世紀初頭に一応の決着を見るに至った、メスタ協議会との係わりにおける業者間の選別をめぐるせめぎあいの問題の総体は、なお混迷の中に留まり続けてきたと言ってよい。18世紀後半の啓蒙政治家の言説の呪縛を取り払っての問題解明には、メスタ協議会年次総会議事・議決録手稿、メスタ協議会関係の法令、特許状、指示書、そして国王官房、議会史料等の詳細な検討と相互のつき合せを必要としたのである。

近代史部会1

報告者

- 1 玉木 俊明 (日本学術振興会)
- 2 大西 吉之 (大阪大学)
- 3 小島 崇 (名古屋大学)
- 4 馬淵 彰 (日本大学)
- 5 森本 真美 (大阪大学)
- 6 光永 雅明 (京都大学)
- 7 四元 忠博 (埼玉大学)
- 8 日暮美奈子 (東京外国語大学)

1 イギリスのバルト海貿易 (1731-1783年)

玉木俊明

近代イギリスの歴史は、帝国の歴史ととらえられている。イギリスの対外進出には海運業・造船業の発展が不可欠であった。しかしイギリスには、亜麻・アサ・ピッチ・タール・木材・鉄などの船舶必需品は決定的に不足していた。そのイギリスに船舶必需品を供給したのはバルト海地方であった。イギリスが帝国を形成するためには、バルト海地方から輸入される船舶必需品が必要不可欠だったのである。

バルト海地方との貿易はこのように近代イギリスにとって極めて重要であったが、その具体的な様相は、我が国ではあまり知られてはいない。これはイギリス本国においても同様である。

本報告は、イギリス近代経済史研究上極めて重要であるにもかかわらず、あまり研究がはかどっていない対バルト海貿易の様相を——1731～1783年に限定して——分析しようとするものである。

18世紀初頭にピョートル大帝により建都されたペテルブルクは、1720年代にイギリスへの輸出量を急激に増大させることでバルト海地方有数の貿易港となった。ペテルブルクの主要輸出品は、亜麻（布）・アサであった。オランダの勢力が圧倒的に優勢だったバルト海貿易において、これは単にイギリスだけではなく、バルト海貿易全体に大きな影響力をもつものであった。

1730年代以降も、イギリスはペテルブルクとの取引量を増やし、亜麻（布）・アサのみならず、鉄も大量に輸入するようになった。産業革命発生時のイギリスは、ペテルブルクから大量に鉄を輸入していたのである。

2 18世紀オランダ都市の居住パターン

——ロッテルダムを中心に——

大西吉之

「前工業化都市」の居住パターンに関する研究は、従来G.ショバーグやJ.E.ヴァンスの提示した都市モデルの検証という形で進められてきた。イギリスでは、R.J.ラングトンらの17・18世紀の徴税資料をつかった一連の研究がそれに当たる。エリート層を中心とし、周辺に向かうに連れてより低い社会層がみられるというショバーグの同心円モデルは、果たして当時のイギリスにも当てはまるものなのであろうか。また、「住み分け」の基準はヴァンスの主張するように16世紀以降、職業から「階級」へと変化するものであろうか。

彼らの分析によると、近代初期のイギリス都市には中心部に富のおおまかな集中が確認されたが、ヴァンスの仮説についてはこれを積極的にみとめるような形跡は確認されなかった。一方、オランダにおいて、こうした都市地理学的テーマに関する関心はごく低いものであったが、毛織物業で有名なレイデンを扱った（オランダ唯一の）研究は少なくとも上と同様の結論に終わっている。こうした研究の成果の一つは、当時の都市の具体的なあり様を明らかにしたことにあるだろう。しかしその反面、分析の目的をモデルの検証においたため、居住パターンにあらわれた各都市の個性そのものについては検討されないままであった。

本報告では、アムステルダムに次ぐ第2の商業都市であったロッテルダムを取り上げ、18世紀半ばの所得査定資料からこの都市の居住パターンを分析する。ここから明らかになる重要な結論は、当時この都市は一般的な同心円構造を持たなかった、ということである。ロッテルダムの中心部には、エリート層や富の集中がみられないのである。こうした特徴はいつ、どのようにして生じたのであろうか。都市を取り巻く社会的・経済的状況と居住パターンとの関係を考察の中心に置き、18世紀におけるオランダ都市社会の一面を明らかにしたい。

3 イギリス新救貧法と地域社会 ——ハダズフィールドにおける新救貧法反対運動（1837-38年）——

小島 崇

周知のように、1834年の救貧法改革はイギリス救貧法史上の分水嶺とみなされ、「新救貧法」の救貧行政システムを作りだした。この改革により、従来の地方自治的な教区中心の救貧システムにかわって、新設の中央当局（救貧法委員会 Poor Law Commissioners）による統制のもと、教区連合（Poor Law Union）単位にされた地方当局（保護委員会 Board of Guardians）が各地の救貧行政を遂行するものとされた。この改革をめぐるにはすでに膨大な研究蓄積が存在するが、近年では新救貧法の革新性は大幅に修正されており、「1834年原則」の理念に反して、地方での新救貧法の行政実態は「旧救貧法」時代のそれとほとんどかわっていない等の見解が主流を占めるようになっている。

このような研究動向のなか、1837年から新救貧法の本格導入をみるイングランド北部工業地帯（ヨークシャのウェスト・ライディングとランカシャ南部）で発生した反対運動が「1834年原則」の後退に大きな意味をもったことが指摘されてきた。しかし、新救貧法反対運動の実態にそくした本格的研究はそれほど多くはない。新救貧法の行政実態の解明が重要な課題であることは言うまでもないが、同時代の社会にたいする新救貧法のインパクトも解明していく必要があり、これら二つの課題は総合的に遂行されるべきだと思われる。

そこで本発表では、ウェスト・ライディングでの新救貧法反対運動の牙城と目されたハダズフィールド地域（教区連合）に注目し、反対運動の展開と関連づけつつ、当該地域の政治、経済、社会の諸条件がいかにここでの強力な抵抗を規定していたのかを検討する。時間の都合上、運動の地理的ひろがりや問題をできないのは残念だが、対象を絞り、新救貧法反対運動を地域社会の文脈のなかに位置づけることで、新救貧法のもったインパクトを考察したい。

4 メソヂスト運動と19世紀イギリス労働運動

— J. R. スティーブンス牧師を中心に —

馬 淵 彰

É・アレヴィ(1870-1937)は、ジョン・ウェスレー牧師(1703-1791)を中心としたメソヂスト運動によって英国中に広がった福音主義運動の影響力によらなければ18世紀末から19世紀半ばにかけてのイギリス社会の安定を説明できないとした。アレヴィは中産階級の果たした役割を重視したが、福音主義運動の影響で宗教的で道徳的となった労働者の気質もイギリス社会の安定化を助けたと主張し、その結果、メソヂスト運動と19世紀イギリス労働運動の関係が注目されるようになった。しかし、メソヂスト諸派の政治的態度、内部対立、地域別研究などの調査が進むにつれ、アレヴィが考えていたよりも両者の関係がより複雑であったと言われ始め、よりきめ細かな調査が要求されてきている。

今回は、元ウェスレアン・メソヂスト牧師であり後に新救貧法反対運動や工場法改正運動、チャーティスト運動に加わった J. R. スティーブンス牧師(1805-1879)を扱いたい。スティーブンスは「第二のウェスレー」、「二世代目のメソヂスト」と称されるとともに、その労働運動での活動はメソヂスト運動との関係からでなければ正確に理解できないとまで指摘されている。そこで、当時の新聞に掲載されたスティーブンス牧師の記事やスティーブンスが発行した新聞などを用いながら、新救貧法反対運動や工場法改正運動、チャーティスト運動内でのスティーブンス牧師の活動の基盤となったキリスト教信仰とはどのようなもので、どのように労働運動に適用され、どのような影響を労働運動に与えたのかの考察を試み、アレヴィ・テーゼを再考してみたい。

5 絞首強盗パニック再考

——19世紀中期イギリスにおける犯罪と刑罰改革——

森本真美

19世紀中期のイギリス、絞首強盗（ギャロツティング）と呼ばれる新手の暴力犯罪に関連する記事が、ごく短期間に集中して新聞紙上を賑わせ、社会をパニックにおとしいれた。実際の犯罪統計が示すのはむしろ、取締の強化による検挙数の増加であったが、この粗暴な犯罪の「急増」への恐怖は、非人道性ゆえに全面的廃止に向かいつつあった鞭打ちを、暴力犯罪を犯した者に対して復活させるという、一種時代錯誤ともいべき特殊な議会立法を制定に導くまでにいたった。

この過剰反応は、民意はおろか議会内ですらもコンセンサスを得られぬまま、現実の必要性と建前としての人道主義におされ、おりから進行中であった刑罰改革とその施行の不備への反感と批判をその背景としていた。絞首強盗犯の容疑者グループとして槍玉にあげられたのは、植民地流刑が廃止されたことで、本国内に、しかもその多くが刑期半ばにして釈放されるようになった重罪犯である、仮出獄囚であった。人権侵害への危惧から出所後の干渉に躊躇していた当局も、警察を積極的に介入させ、以後世紀末にかけて常習犯罪者の監視体制は、急速に強化されてゆく。

この絞首強盗パニックとその位置付けは、J. デイヴィス以来19世紀イギリス犯罪史のひとつの論争の的となったが、報告では、刑罰改革推進の牽引車であった一方で、このパニックの扇動者ともなった人道主義者や社会改良家の関わりに特に目を向けて、これを再考する。

6 イギリス「人類教」とその継承者たち

——大英帝国にかんする議論をめぐって——

光 永 雅 明

1860年代から80年代にかけて、ロンドンの急進的な（今日の言葉でいう）知識人を中心に、フランスの社会学者オーギュスト・コントの思想が大きな関心を呼ぶ。なかでも彼の考案した世俗宗教である「人類教」（Religion de l'Humanité, Religion of Humanity. 進歩する存在としての『人類』の総体を信仰の対象とする）をふくめてコント思想が反響を呼んだのが当時の特色であった。中でもコントの「人類教」を全面的に信奉する「実証主義者」たち——大文字のPで始まる Positivists と呼ばれた——は、60年代から80年代初頭にかけて、労働組合運動や急進的なジャーナリズムで活躍し、「人類教」への関心を高めた。ところが80年代に入ると、「実証主義者」たちは労働組合運動と分裂し、一般むけの急進ジャーナリズムからも多くの場合撤退し、知識人世界のなかでもよりマージナルな存在となってゆく。それにもかかわらず、80年代以降に台頭してきた知識人のなかには、かつて「人類教」をふくめたコント思想に無視できぬ価値を見出し、ときには「実証主義者」と個人的な親交を結び、あるいは「人類教」の「教会」にすら出席していた人々が少なからず認められる。本報告は彼らを「人類教」のいわば批判的な「継承者」と仮称する。この「継承者」と80年代以降の社会主義者がオーヴァーラップすることは従来から知られているが、報告者は、サー・ジョン・シーリー、ウエップ夫妻、カール・ピアスンなど、大英帝国の擁護者と今日考えられている知識人たちのあいだにもこの「継承者」が認められることに注目したい。そこで本報告は、19世紀後半のイギリスにおける代表的な帝国批判者として知られる「実証主義者」たちの延長線上に一部の帝国「擁護」者が浮上するという興味深い現象を具体的に跡づけ、当時の大英帝国論の展開にたいして「人類教」が果たした役割について考察する。

7 19世紀末農業大不況と ナショナル・トラストの成立(1895年)

四元忠博

農業と工業とが同時に繁栄しうるとされた重商主義期においても、産業革命直前の七年戦争の頃になると様子はだいぶ変わってきた。すなわち強力になった輸出工業を背景に、工業製品の輸出政策が前面に押し出されるに至ったのである。ここに農業と工業とが同時に繁栄しうる条件が喪失しつつあるのを知るのであるが、そのことを当時の地主階級は知る由もなかったであろう。

しかし産業革命を経てイギリス経済に不況が生じ、長引くにつれて、こんどはいよいよ農業部門が標的にされ、犠牲を強いられることになる。輸出を伸ばすためには、大量の一次産品を輸入しなければならないからである。ところが1846年の穀物法撤廃はすぐにはその影響をあらわさなかった。しかし70年代に入りアメリカからの安い小麦が大量に入ってくると、その影響は甚大であった。農業大不況への突入である。

ところで穀物法の撤廃を契機に、いわゆるハイ・ファーマーミングの普及および土地改良諸法など、予想される農業危機への対応策が講じられていった。次いで農業大不況に入り、それが深まると、こんどはテナント・ライトの問題や継承的不動産法の改正などが問題となった。確かに、これらのことが農業大不況への対応策であったことは間違いない。しかしこれらが農業大不況を克服したのだといえるのであろうか。ましてやイギリス農業に大不況からの回復能力があったといえようか。

19世紀末以降になると、ナショナル・トラスト(N.T.)の創立者の一人であるR・ハンターも、N.T.の設立を構想しつつあった1884年に、地主による大量の土地の売り出しが生じつつあったことを述べている。N.T.運動は農業大不況を背景に有利に展開されていったに違いない。それと同時にN.T.は低迷しつつある農業にたいして、いかなる態度を持っていたのであろうか。

8 世紀転換期ヨーロッパにおける「婦女売買」

——女性差別と人種差別の接点をもとめて——

日 暮 美奈子

世紀転換期のヨーロッパにおいて、「婦女売買」は深刻な社会問題のひとつとみなされ、これにたいする撲滅運動が国際的な規模で展開された。この運動には、社会主義者、フェミニスト、「純潔十字軍」など、さまざまな立場の人々が参加していたため、「婦女売買」は多様な位置づけが行われた。

当時、「婦女売買」とは、若い女性が自らの意思に反し、売春目的のために暴力または詐欺瞞着により誘拐されることと定義された。その結果、「犠牲者」は無垢の若い女性のみ限定され、自ら身を売った女性は除外された。また、運動の担い手だった中・上流層の危機意識を反映して、良家の子女に特定された「犠牲者」が悪辣な商人と対比された。これは、「犠牲者」が「白い奴隷」とも呼ばれたことから明らかなように、白人女性を売買する異文化世界の悪徳商人というステレオタイプへと容易に発展した。とりわけ、東欧からのユダヤ教徒の流入が問題視されていたドイツでは、反ユダヤ主義者が「婦女売買」の責任を「東方ユダヤ人」に転嫁したことにより、この問題はドイツの民族性にたいする脅威として広く認識されることになった。

このように、「婦女売買」問題には、重層化した差別意識があらわれている。本報告では、これを人の大量移動と異文化接触とが顕著になった「帝国の時代」における差別の特殊な形態と位置づけたうえで、差別意識が運動の展開過程でどのように克服されたのか、あるいはされなかったのか、その諸相を明らかにする。その際、とくにドイツでの場合に注目し、帝国議会における議論をとりあげることで、ドイツでの撲滅運動が国際的な運動全体のなかで占める役割を追究したい。

近代史部会 2

報告者

- 1 中村 年延 (同志社大学)
- 2 石田 信一 (筑波大学)
- 3 吉田 浩 (北海道大学)
- 4 上野 隆生 (芝浦工業大学)
- 5 久田由佳子 (名古屋大学)
- 6 落合 明子 (神戸商科大学)
- 7 大森 一輝 (都留文科大学)
- 8 犬飼 裕一 (早稲田大学)

1 ミツケヴィチとミシュレ

—— 1840-50年代フランスにおけるスラブ民族観 ——

中 村 年 延

11月蜂起敗北後の「大亡命」という事態によって、フランスを中心に西欧世界へ亡命したポーランド人は約一万人におよぶ。1840年のコレージュ・ド・フランスにおけるアダム・ミツケヴィチ Adam Mickiewicz(1798-1855) 担当の『スラブ文学講義』の新設は、「ポーランド問題」を一連のヨーロッパ政治問題として位置付けようとする亡命者たちが展開した試みの一つであり、特筆すべき出来事であった。

この『講義』においてミツケヴィチは、ポーランド人亡命社会内で中立的・超党派的立場に立脚しつつ、独自のスラブ主義を展開した。これは研究史上、ロシアのスラブ主義との比較の中で検討されてきた。しかし、彼の思想的特異性は決してスラブ民族史からの視点だけで捉えられるものではない。その思想形成の背景でもあったフランス社会改革運動の流れの中で捉え直すことが必要であると思われる。なぜなら、ナポレオン崇拜とカトリシズムを主張するミツケヴィチが、反ナポレオン主義と反カトリシズムを主張するフランス人民史家ミシュレとの間にはかなりの思想的相違を示していたにもかかわらず、両者間の交流関係を無視することができないからである。この問題は単なるフランスとポーランドをめぐる民族性の問題のみならず、延いてはナショナリズム問題へと展開しうるテーマを内包するものともいえよう。

本報告では、まずミシュレの『北方民主主義伝説』(1854年)を取り上げながら、そこで描かれたロシアとポーランド関係を検討したい。次に当時のフランスにおけるポーランド像がいかなるものであったのかを明らかにする。そして、最後にミツケヴィチとミシュレとの思想的関連について考察を試みたい。これらにより、本報告はミツケヴィチのスラブ民族観の特質に関する論議に繋がるものになると考える。

2 1848年革命期のダルマチアにおける国民統合の問題

石田 信一

ここでは、同時代の公文書（勅令、布告、地方議会の決議文書等）および新聞・雑誌等の史料をもとに、1848年革命期のダルマチアにおいて国民統合の問題がどのように理解され議論されたかについて考察し、その可能性と問題点を再検討する。

ウィーン三月革命を契機としてハプスブルク帝国の諸民族が市民的権利と民族的権利を要求して革命的運動を展開していった。クロアチアでも「民族会議」が開催され、そうした要求を盛り込んだ「民族の要求」という決議文書が採択された。またダルマチアおよび軍政国境地帯のクロアチアへの併合を求める地方議会の決議が相次ぎ、ダルマチア各地の自治体に対して統合を呼びかける公式・非公式の文書が送付された。中世クロアチア王国の「伝統的領土」の再統合という理念は1830年代以降の民族「再生」運動以降、現実の政治目標として取り上げられるようになっていた。

しかしダルマチア側の対応は(1)クロアチア＝スラヴォニアとダルマチアの住民の民族的な共通性を認識し将来的な統合を支持するが、(2)ダルマチアはオーストリアの一部でありハンガリーの支配下にあるクロアチア＝スラヴォニアとの統合は現実的ではなく、(3)オーストリア議会で統合の問題が審議されるなら、ダルマチア代表はクロアチア＝スラヴォニア代表の立場を支持するであろうという消極的なものでしかなかった。ダルマチア住民にとっての主要な関心事は憲法制定議会への参加であって、クロアチアとの関係を重要視してはいなかった。スプリット市会など、強硬な統合反対派も存在した。数カ月のうちにそうした文書のやりとりもなくなり、やがて反革命の進展とともに統合の可能性も失われた。

それでも、一連の革命的諸事件がダルマチア住民の現実認識に大きな変化をもたらしたことは事実である。とりわけ国民統合過程（近代的な意味でのクロアチア民族＝国民の形成）における最も初期の「覚醒」の段階に至る刺激となったことは重要な意味を持ったといえよう。

3 農奴解放後のロシア農民慣習法

吉 田 浩

農奴制が廃止されて、ロシア農民には共同体を基盤とした自治が公的に認められた。それに伴い郷内の紛争も、農民の中から選ばれた判事により郷裁判所においてその解決がはかられることとなった。その際の規範は、民事事件については地域の慣習、刑事事件については農村裁判法というのが国法の規定であったが、実際の裁判では農民世界における紛争解決の仕方が色濃くあらわれていた。本報告の目的は、郷裁判所およびその破毀審たる郡調停員会議における判例の分析を通じて、大改革期におけるロシア農民慣習法の特徴をさぐることにある。

慣習法といってもその内容は多岐にわたるので、農民の所有権に関連するものに限定し、土地問題を中心に、さまざまな「物」をめぐる紛争について考察する。また、慣習法は土地状態、人口形態、気候など生活をとりまくあらゆる諸条件の総体に規定されて形成されるため、地域的偏差が激しい。今回は、典型的農業県といわれるタムボフ県およびこの時期軽工業の一大中心地をなしたモスクワ県を例にとる。

4 ローレンツ・フォン・シュタインと近代日本

——陸奥宗光の講義筆記ノートを中心に——

上野隆生

ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) は、ウィーン大学で国家学・行政学を講じ、行政学を独立した一学問分野として確立させた業績などで知られている人物である。それにとどまらず、シュタインは、近代日本の憲法体制——それは天皇制として結実するが——構築に関しても深い関わりを持っていた。憲法草案作成のためヨーロッパに調査に行った伊藤博文は、シュタインと会いその教えを受けた後、帰国していわゆる明治憲法作成に向け邁進する。そしてその後、日本から多くの政治家・官僚が陸奥としてシュタインの下に赴き、面会や教示を求めた。その状況はさながら「シュタイン詣で」とでも表現できよう。

その中に陸奥宗光 (日清戦争時の外相) もいた。本報告では陸奥の講義筆記を中心に、他の「詣で」た者達が残した史料にも触れつつ、日本におけるシュタインの受容の一端を検討したい。陸奥の講義筆記の特色は、英文で認められている点であり、シュタインも陸奥に対しては、通り一遍以上の熱意を以て接したようである。

これらの講義内容から、シュタインの一体どこに当時の日本の体制側の人間たちは魅力を感じたのかが明らかになる。すなわち、シュタインはしばしば英語で講義をするとともに、国家を擬人化=有機体として捉えるその学説は日本からの訪問客にも理解しやすかった。また、皇族には君主を中心に、行政官僚には行政権を主軸とした政府組織を主に講義するという一種のサービス精神もシュタインは備えていた。その講義を通じて、行政権の独立とその重要性は、行政権の徹底的優位として理解され、さらに初期のシュタインに見られたような社会運動の側面よりも、政府=行政府の役割が前面に出るとともに、様々な対立を解消するために「君主」の存在が強調されて受け取られることとなったのである。

5 19世紀前半ニューイングランドにおける ローウエルの紡織女工

——農村生活から工場労働へ——

久 田 由佳子

チャールズ・ディケンズは、米国マサチューセッツ州ローウエルの紡織一貫の大工場の中に、英国では見られない全く新しい型の労働者を発見した。彼は『アメリカン・ノート』(1842年)の中で、女工たちの身なりの良さ、健康、礼儀正しさを絶賛し、さらに彼女らが自分たちの雑誌『ローウエル・オフアリング』に執筆投稿していたこと、彼女たちの寄宿舎にはピアノまであった事実に驚いた。米国内外の見学者のこのような賞賛は、北部ニューイングランド各地にこの種の工場を設立した商人資本家集団「ボストン・アソシエイツ」の愛国的博愛主義の偉業の証言とされた。他方、近年の社会史家によれば、娘たちは家計を支えるため親によって工場に送り込まれた出稼ぎ女工ではなく、被課税財産を所有する自営農家の出身で、自立を求めて自らの意志で工場へやって来たという。

だが、18世紀末から19世紀初頭にかけてニューイングランド農村では相対的土地不足が進行し、親の多くは全ての子どもに相続させるほどの財産を所有していなかった。そこで、子どもたちは男女を問わず家を出て親から独立する傾向が強まっていた。また、1820年以降のニューイングランドでは、地域や農場の経営規模によっては商業的要素の強い牧畜や酪農、商品作物の栽培に携わったり、問屋制前貸制度下で主に妻や娘が製造業に従事するところも現われ、次第に全国的な市場経済に組み込まれていくことになる。農村の娘たちが工場労働を志向した背景には、こうした農村社会の変貌があったと考えられる。

ここではどのような意識で娘たちが「自立を求めて」工場へ向かったのか、彼女たちが親類とやりとりした書簡や『ローウエル・オフアリング』の記事などを手掛かりに考えてみたい。

6 自立を夢見て

——再建初期におけるアフリカン・アメリカンのアグレーリアニズム——

落合明子

南北戦争及びそれに続く再建期はアメリカ社会に大きな変化をもたらしたが、中でも400万人にも及ぶ奴隷の解放は、政治・経済・文化などあらゆる側面に大きな影響を与えた。この変革の中で、自由黒人及び解放民すなわちアフリカン・アメリカンは単に傍観していたのではなく、政治的・経済的・社会的な自由を求めて積極的に関与した。特に、19世紀のアメリカ南部のプランテーション社会に生きたアフリカン・アメリカン（その多くが奴隷）は、「40エーカーとラバー頭」という言葉に象徴されるように、誰のためでもなく自分のために自分の土地で働く経済的な自由を確保しようとした。

サウスカロライナ州シーアイランド諸島では、綿花栽培の拒否を発端とし、ポートロイヤル・エクスペリメント、特別野戦命令第一五号などを経て、最終的には戦後に政治的な土地獲得運動が展開された。このような土地を求める動きは、アメリカ史において一貫して見られるテーマである。土地保有には、経済的な生活改善以上の大きな願望——究極的に、全き自由の追求——が集約されていたと言えよう。また、このような願望はアグレーリアニズムもしくはアグレーリアン・リパブリカニズムと呼ぶことが出来よう。

シーアイランド諸島では、直接税法に基づき税が滞納された土地の売却が連邦政府により行なわれた（1863、64年）。本発表では、この売却を巡ってアフリカン・アメリカンが起こした土地を求めた動きを取り上げ、彼ら独自のアグレーリアニズムを具体的に見て行きたい。なお、再建は旧秩序が崩れ始めた戦争勃発直後に始まったとし、再建の革新的な側面や、アフリカン・アメリカンの役割及び彼らの意識を重視する最近の再建史研究の視点から考察を進めるものである。

7 南北戦争後のボストン黒人コミュニティにおける階層分化と人種意識

——州公民権法への黒人「エリート」の対応を中心に——

大 森 一 輝

独立宣言に謳われた自由と平等の理想に忠実であろうと建国期当初より努めてきたマサチューセッツ州は、その後も一貫して比較的良好な人種関係を維持していた。特に、「自由発祥の地」である州都ボストンは、アンテ・ベラム期には奴隷制廃止運動の中心地となり、白人／黒人の奴隷制廃止論者の努力によって、州内に残る差別は次々と撤廃され、1855年には、合衆国史上最初の差別禁止法として、公教育における人種差別を禁ずる法律が制定された。南北戦争後もマサチューセッツは黒人の権利の擁護・拡大に積極的で、州議会は戦争直後の1865年に他の州に先駆けて州レベルでの公民権法を制定し、その後も同法の改正＝強化を続けた。その結果、マサチューセッツの黒人は、19世紀末までには、白人と同じ政治的・社会的諸権利を、法的には、享受することができるようになっていた。

しかしながら、黒人市民一般の経済的地位は、その法的地位に比例して上昇したとは言い難い。世紀末のボストンの黒人荷役夫の言葉を借りれば、黒人には「白人がやりたがらないような仕事しか」与えられなかった。公民権法のおかげで、黒人も「白人と同じように好きのところへ行って、金を使うことはできるようになった」が、「白人と同じところへ行って金を稼ぐ」ことは依然としてできなかったのである。

本報告では、戦後の州公民権法（1865－1895年）に焦点を当て、それを求めたボストンの黒人「エリート」と実際に法律を制定した共和党議員が、人種の平等をどのようにとらえていたのかを検討する。その際、特に黒人「エリート」に着目、彼らの思想や行動の原理を抽出し、それが黒人民衆の生活にどのような影響を及ぼしたのかを考える。そうすることで、公民権法の失敗の原因を内在的に明らかにしたい。

8 マックス・ウェーバーにおける「普遍史」概念

犬飼裕一

マックス・ウェーバーの歴史観をめぐる関心はこれまでも存在し、様々な議論が重ねられてきた。ただし経済史や社会学の領域におけるウェーバー研究の隆盛に比べれば、歴史論や歴史学方法論そのものの問題をウェーバーに問おうとする試みはそれほど多くなされてきたわけではない。本報告の課題は、ウェーバーのテキストに散見される「普遍史（世界史）」概念に着目し、その意義を検討することにある。その際議論の力点となるのは、ウェーバー以前の普遍史（世界史）概念との対比である。そしてウェーバーの「普遍史」概念がもたらした新たな展開を、どのように評価すべきなのかを考察する。ウェーバーの普遍史論が論じられているのは、経済史から宗教社会学、社会科学論にいたるまでの広範囲を包括しているため、使用するウェーバーのテキストや研究書も多くの分野にわたっている。また狭義の歴史論、歴史学方法論から外れた問題にも言及しなければならない。ただし以上の課題に取り組むにあたって、ここではウェーバーが論じた普遍的な諸問題それ自体を具体的に論じることは行わない。

議論の手順としては、まず議論の準備としてこれまでの研究史に簡単に触れてから、ウェーバー以前の普遍史論をごく簡単に概観し、ウェーバーの議論との対比の手掛かりとする。さらに普遍史論の根底にあるウェーバーの社会科学論に言及し、ウェーバー以前の普遍史論の考えとの対比を行う。以上二つの作業を通して、これまでの研究を再検討しながらウェーバーによる新たな展開を明らかにしたい。さらに以上の作業によって明らかになった二十世紀初頭の歴史論の状況について簡単に言及し、今後の課題へとつなげることとしたい。

現代史部会

報告者

- 1 木村 真 (東京大学)
- 2 北村 暁夫 (東京外国語大学)
- 3 美 公淑 (青山学院大学)
- 4 六鹿 茂夫 (埼玉女子短期大学)
- 5 中山 裕史 (桐朋学園大学短期大学部)
- 6 泉 卓也 (東京大学)
- 7 黒川 康 (立教大学)
- 8 北島 瑞穂 (東京大学)

1 20世紀初頭のブルガリア農民運動の展開

——スタンボリースキを中心に——

木村 真

第一次世界大戦後、東欧諸国にあっては広く農民政党の進出が見られた。とりわけ、ブルガリア農民同盟は一大政治勢力となり、1919-1923年、スタンボリースキを首相とする農民同盟政権が誕生し、急進的な試みがなされる。1923年6月のクーデタ以後、分裂を重ねながらも農民同盟はブルガリア政治の中で一定の位置を占め続けた。

1899年、政府が導入しようとした十分の一税に対する農村の教師・農民の抗議行動が直接的契機となって農民同盟は結成されるが、1901年に独立した政治組織となった後、とくにスタンボリースキらが中心となって組織の基盤拡大が推進されていく。また、この時期は農民同盟の機関紙『農民の旗』の編集を行いながら、スタンボリースキが農民同盟のイデオロギー的基盤を固めていく時期でもあった。そこでは、既成政党とスタンボリースキの言う「職業集団組織」との違い、農民の組織化の必要性、農民の国際的連帯などブルガリア農民同盟のイデオロギー的特徴をなす諸問題点が論じられていた。こうした論点は、当時のブルガリア農民の置かれた状況を反映したものであったと思われる。

報告においては、20世紀初頭のブルガリア農民同盟のイデオロギー的基盤の形成を、その中心的人物であったスタンボリースキの著作を通じて整理し、そこに反映されていた農民を取り巻く政治状況についても考察したい。

2 ジョリッティ時代におけるイタリア社会党と移民

—A・カブリーニの移民論を中心に—

北村 暁 夫

イタリアは1861年の国家統一以来、一貫して移民の送出国であった。移民が急激に増加していった1880年代以降、受け入れ諸国の労働者、あるいは社会主義・労働運動の指導者の中には、イタリア移民がスト破りや賃金水準の低下をもたらすとして、彼らの存在を批判する声が高まるようになる。1893年にフランスのエグモルトで起きた現地の労働者によるイタリア移民襲撃事件は、そうした移民に対する反感が暴力的な排斥という最も悲劇的な形で表面化した事件であった。したがって、1892年に創立されたイタリア社会党は、当初から国際連帯という観点からも、また農民・労働者の組織化という観点からも、移民問題に対して早急の対応を迫られたのである。

本報告は、世紀転換期からジョリッティ時代を対象に、この時期に急速に体制内化していったイタリア社会党の中で展開された移民に関する議論と具体的な活動の分析を通じて、社会党指導者の政治戦略における移民問題の位置を明らかにし、同時に移民にとって社会主義・労働運動の存在が有した意義を明らかにすることを目的とする。

従来のイタリアの研究では、改良派が優勢な当時の党内状況の中で、社会党は個別具体的な移民の援助・保護活動に終始し、移民問題解決に向けての政治的・思想的な指針を欠いていたことが指摘されている。しかし、思想的な基盤の欠落を指摘することに性急な余り、彼らの援助・保護活動が移民の「現実」に対するいかなる理解に基づいて行われたかを十分には明らかにしてこなかったと言える。そこで今回の報告では、党内の最右派に位置し、移民問題に関して最も積極的に発言し、実践活動を行ったA・カブリーニを考察の中心に置き、彼の目に映じた移民の「実態」を読み解きながら、社会党の移民政策を改めて評価することにした。

3 『コンバ』を通してみるフランスレジスタンス

姜 公 淑

本報告で扱う『コンバ』は第二次世界大戦期、フランス南部で生まれ南部三大レジスタンス運動と呼ばれるようになったグループ「コンバ」が発行していた地下新聞である。占領下のフランスでは数々の地下新聞が生まれたが、その大半は数号の出版で消えていった。しかし『コンバ』をはじめとするいくつかの新聞は1944年解放直前まで定期的に発行を続けていた。中でも『コンバ』の発行部数は他を凌いでいたという。当時の新聞がどのように読まれていたかは明らかでないにせよ、このように長い期間、多くの部数を世に送りだした『コンバ』がフランス人に何を訴えていたかをみることは、フランスレジスタンスを知る上でひとつの鍵となるのではないだろうか。

『コンバ』の中で扱われている記事が、どのように変化してゆくか、ヴィシー批判で始まった彼らのレジスタンスがフランス人に対して行動を促してゆくようになり、戦後のフランスへ目を向ける、このような中から、フランスレジスタンスがどのようなものであったか、その一面を探ってみたいと思う。

4 国民国家の統合と分離 ——モルドヴァ共和国とルーマニアの場合——

六 鹿 茂 夫

1989年の東欧政変以後旧ソ連・東欧地域で国家の再編が続いた。一方で東西ドイツが再統一し、他方でソ連、ユーゴスラヴィア、チェコ・スロヴァキアの三連邦が崩壊した。ところがこれら統合と分離という双方の可能性を秘めながらも、結局どちらの道も歩むことなく現状維持を貫いたケースがある。ルーマニアとモルドヴァ共和国の場合がそれである。

現モルドヴァ共和国は、ワラキア公国とともにルーマニア国家の基礎を築いた旧モルドヴァ公国領の一部で、1812年にロシアに併合されベッサラビアと命名された地域にほぼ相当する。その後同地域はロシア革命の混乱のさなかルーマニアとの統一を果たし、1940年6月にソ連によって併合されるまで一つの国家として存在した。また一世紀半におよぶロシア化政策にもかかわらず民族文化の一体性も維持された。それはモルドヴァ共和国人口の64.5%が、今もってルーマニア人であると答えていることからもうかがえる。このような歴史的・民族的つながりゆえに、ソ連邦が解体でもすれば、ルーマニアとモルドヴァ共和国は再度統一へと向かうであろうと考えられた。他方、両国がさらに再分化していく可能性も残されていた。特にモルドヴァ共和国ではモルドヴァ民族主義の高揚とともにロシア人およびガガウズ人の分離主義運動が激しさを増していき、それがロシア共和国の保守派および軍部の支援を受けていたことから、分離の可能性は否応なく現実味を帯びることとなった。

しかしながら、こういった統一と分離の可能性をはらみながらも、ルーマニアとモルドヴァ共和国は現状維持を貫いてきたのである。なぜであろうか。報告では、両国を現状維持にとどませた諸要因について、その歴史的起源に触れつつ、またドイツ再統一と上記三連邦を崩壊させた諸要因と比較しながら検討することとしたい。

5 日露戦争と第一次モロッコ危機

中山裕史

19世紀末から20世紀初頭は、「帝国主義の時代」として括られることが多い。フランス革命によって生みだされた「国民国家」が、19世紀を通じて西欧において確立され、各々が独占的勢力圏の形成・拡大を目指したからである。エトニーにもとづく「ナショナリズム」は「国家主義」に変質し、世界分割競争が頂点に達しつつあった時代である。

しかしながら、各帝国主義国が一致して対外膨張を戦略的に行ったとは言い難く思われる。国内の「帝国主義的再編」は、軍国主義の確立として進められたが、社会主義者のみならず自由主義ブルジョアジーの側からも大きな抵抗があったことを指摘できる。即ち、「(植民地)帝国」形成は「国威」や資源・市場、あるいは兵力、本国のモラル・アップが目的とされつつ、様々な志向が錯綜する中で行われたのである。

19世紀末には、1873年や1882年の恐慌に象徴されるように世界経済（世界資本主義）が成立していた。各国経済は、保護主義によって自国（圏）市場を確保する一方で、金融市場を中心とした世界市場の成立によって相互依存を深めており、各国国民経済の内部にも利害の対立を生じさせていた。国内においても国外においても、市場と「国民国家」の枠とのせめぎあいが出てきていたとも言えよう。

ところで、ヨーロッパにおいて各国民国家が微妙な均衡を保っていた時点で、アジアという「外界」から投げられた一石が日露戦争であった。しかし、これは「列強」本国同士初めての戦争であった。植民地戦争が国際政治に影響を与え、世界が地球規模で再編されつつあった世紀転換点にあつて、この日露戦争が諸「列強」の相互依存と対立関係に如何なる衝撃を与えたかを第一次モロッコ事件を考察することで、各国の国内再編との関連で検討したい。

6 ナチスとバイエルンの農村

—— SA特別全権委員を中心に 1933-34 ——

泉 卓 也

ナチズム研究も日常史や地方史によって新しい地平が拓かれつつある。例えばドムレーゼやツォフカらの地方史研究によれば、ナチスが農村の名士・有力者を強制的同質化によって追い落とした、つまりナチスが農村社会の構造転換を引き起こした、とされる。本報告は、SA特別全権委員なる末端の権力装置がもたらした農村社会の変化を通じて、こうした転換を確認する試みである。

1933年4月、行政機関とナチ党の間の連絡要員という名目でSA特別全権委員がバイエルン州の各郡に派遣された。彼らはすぐに郡内の各村長を解任する。村の民衆はこの村長人事に不満を表わすが、次第に発言をひかえてしまう。密告を恐れたためである。更にSA特別全権委員によって、地方議会の議員やカトリック系団体の指導者、司祭なども保護拘禁され、地元新聞は嫌がらせを受けた。このSA特別全権委員がレーム事件の後1934年7月に廃止された時、民衆はレーム事件自体には沈黙しながらも、SA特別全権委員の廃止には喜びを示したのだった。

SA特別全権委員はこのように民衆に嫌われた存在であり、それに対して解任や保護拘禁された村長や議員、司祭たちは民衆の信頼を得ていた。村長らは中規模経営農であり、農民団体の会長に名前を連ね、1910年代以来村長を勤める土地の名士、名望家であったのだ。つまりSA特別全権委員の活動は、民衆の信望篤い名望家の村長を解任し、世論形成に影響力を持つ司祭や新聞を弾圧したことになる。そして、これに対する不満を押さえこむのに密告と保護拘禁の恐怖が必要だったのだ。

SA特別全権委員の廃止後、保護拘禁の乱用は無くなった。だが、かつての村長が復帰する事はなく、密告のシステムもそのまま残った。一年あまりのSA特別全権委員支配の結果、少なくとも地方政治を独占してきた名望家の支配は一部破れたのである。ここにSA特別全権委員支配がバイエルン農村にもたらした転換が見られるだろう。

7

ドイツとナチ台頭

——ドイツ・ファシズム論によせて——

黒川 康

1919～1932年の運動期、とりわけ1923年と1930年を焦点として、民衆運動としてのナチ党の誕生・拡大とミュンヘン革命との関連、ナチ党のファシズムへの変質、その時代認識、社会的基盤、台頭の政治的社会的メカニズムなどを問い直すことによって、世界的反革命の極限的現象であるドイツ・ファシズムの台頭を描き出したい。

参考文献：

山口定『ファシズム——その比較研究のために』有斐閣 1979.

B. Anderson, *Imagined Communities. Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London 1983 (白石隆ほか訳『想像の共同体』リプロポート 1987).

M. Mann (ed.) *The Rise and Decline of the Nation State*, Oxford 1990.

柄谷行人『<戦前>の思考』文芸春秋 1994.

など。

8 ソヴィエト占領下ドイツの教育改革

北島 瑞穂

1945～49年まで、イギリス・アメリカ・フランス・ソ連の4国による分割占領下にあったドイツでは、社会のあらゆる領域からナチズムの痕跡を一掃することをうたって、個人に対する「非ナチ化」と、行政機構・社会制度の全般的な改革が試みられた。

ファシズムを招き入れ、またそれに翻弄されたドイツ人に、いかにして効果的に意識改革を施し、民主主義の担い手として再出発させうるのか。この重大な問いに対し、もっとも本質的な解答を示すべき取り組みとして、教育改革は占領軍政における最重要課題のひとつに数えられていた。しかし現実には、物理的にも精神的にも疲弊しきった社会環境のなかでの「再教育」は、占領国側もドイツ人自身もかつて経験したことの無い種々の制約をとれない、4つの占領地域の改革の足並みは一致することがなかった。

こうした背景のもと、ソヴィエト占領地域での教育改革は、この地域に強大な決定権を行使していたソヴィエト軍政本部と、社会主義をファシズムの対極に意識していた多数のドイツ人との共同作業の結果、他の占領地域に類をみない急速な展開をみせ、学校制度は戦前に比較すれば大胆な変貌をとげた。1946年、同地域に成立した『ドイツ学校民主化のための法律』の文面は、反ファシズムの源泉としての学校教育を志向する強固な決意で貫かれ、占領教育改革の最初の画期を成すものとなった。

だが、「民主化されたドイツ」のひとつの方向を示す可能性を秘めていたこの動きは、東西の分裂が迫り、ソヴィエト占領地域の戦後再建に関する当初の目論見が崩れるなかで、次第にその理念を矮小化してゆく。本報告では以上のような過程を、当時のザクセン州議会での議論を軸として描き出すことを試みたうえで、東ドイツ社会の出発点にあった論理の一端を探ると同時に、「社会変革を担う教育」の限界についても考えてみたい。

シンポジウム

ソシアビリテ論の射程

報告者

佐藤 清隆 (相模女子大学短期大学部)

徳橋 曜 (富山大学)

高澤 紀恵 (国際基督教大学)

シェイクスピア時代の酒場の世界と社会統制

佐藤 清 隆

当時、イングランド社会には、居酒屋の特徴を有する施設に大別して、旅籠(Inns)、葡萄酒屋(Taverns)、酒場(Alehouses, Tippling houses)の三つのタイプが存在した。これらの施設は、単にタイプの違いというだけにとどまらず、上層に旅籠、下層に酒場、両者の中間に葡萄酒屋というように階層の違いとして考えることができ、大雑把ながら、居酒屋に関する一種のヒエラルヒーを描くことが可能である。

本報告は、これら三つのタイプのうち、もっぱら酒場の世界を対象としたい。当時、酒場は1577年の全国的な居酒屋調査で全軒数の86%も占め、人口の圧倒的部分を占める下層の人びとの日常生活世界にとってきわめて重要な役割を果たしていた世界であった。しかも、その軒数は、16世紀から17世紀前半にかけて、都市やその郊外だけでなく、農村部でも増加の一途にあった。しかし、このことゆえに、かえって、酒場は中流・上流の人びとから「危険」視されはじめ、とりわけ、公権力やピューリタンからは悪漢や浮浪者のたむろする「サタンの巢窟」・「あらゆる悪習や不正の温床」・「罪や無秩序の温床」と見做されるようになる。そして、16世紀後半以降には、議会制定法として酒場の「営業許可制」も導入され、一連の「救貧法」（浮浪者取締法・救貧政策）や「職人規制法」（1563年）などと連動しながら、居酒屋政策の拡大強化が押しすすめられてゆくのである。

本報告では、まず、こうした酒場の急増への対応から出てきた居酒屋政策を、それと深くかかわっているピューリタンの「生活慣習の改革」も視野に入れながら、検討してみたい。その上で、こうした居酒屋政策の対象とされた酒場の世界を媒介にして形成された、下層の人びとの日常的な社会的結合の諸相とその変容を、「地域共同体」の変容や「生存のための移動」などと関連させながら明らかにしてみたい。そして、先の居酒屋政策の実施にもかかわらず、この時期、酒場の世界が下層の人びとの日常的な社会的結合の重要な場のひとつとして機能し得た理由を考えてみたい。

中世フィレンツェの人的関係

徳 橋 曜

中世の北・中部イタリアのコムネ（自治都市）は、概して、強い市民意識と愛郷心（カンパニリズム）とで知られる。中世都市の住民は、現代のそれと同様に——当時の都市の範囲・人口数を考慮すれば、寧ろ現代以上に——、経済的・社会的にも、政治的にも均質ではない。市民権の有無、貧富差、社会的地位の上下等において、多様な人間が、都市内部には居住している。また、政治的党派も形成され、多くの都市はその歴史の過程で、激しい政治的抗争の時代を経験している。さらに、都市の住民のうちには、その都市の出身ではない者、数代前に都市外から移住してきた家族なども、存在していた。このように多種多様な階層・党派の混在する都市社会を、コムネとしてまとめていったものは何か、そして、かかる性格を有する都市において、直接的自治という形での行政が、どのように維持されたのかということ、極めて興味深い問題である。

こうした問題を考えていくうえで、親族や友人、隣人などの人的関係が、一つの鍵となる。中世都市の制度的な枠組みは、表面的にはそれほど柔軟性に富むものではない。そうした社会の「建前」の制度を裏から支え、動かすのが人と人とのつながりである。その中でも、イタリアの都市において殊に重要な意味を持ったものとして、パトロン・クライアント関係が挙げられよう。これは、垂直方向にのみならず、水平方向にも人間関係を伸ばし、広範な人的つながりの網の目を形成していくものであった。都市社会は、この網の目の集積体と捉えることができるのではなかろうか。

かかる視点から、本報告では、多少広く、14世紀から15世紀のフィレンツェを対象として、都市内の人的関係を考察してみる。アルテ（ギルド）を基盤とした共和主義が伸長した時期から、チョンピー揆の挫折を境に始まる寡頭政治の時期、そしてメディチ家の政権掌握へと、フィレンツェが大きく変化していく中で、パトロン・クライアント関係は、微妙にその性格を変えつつ、また政治的党派とも結びつきながら、政治的・社会的に重要な役割を果たした。ここから、中世から近世の都市の在り方を考える手掛かりを見出だして

いく。同時にこれは、フィレンツェという中部イタリアの都市の一つを、「ソシアビリテ論の射程」の中にどこまで入れられるか、という試みでもある。

近世パリの民兵

—リーグからフロンドへ—

高澤紀恵

フランス近世都市における民兵組織は、外敵への防衛と治安維持を担い都市の自由と自治の支柱であったといわれる。パリの場合、リーグ（1588～1594）、フロンド（1648～1653）の2度の蜂起において、市民・住民の動員の絆となったのも、この民兵組織であった。本報告では、すぐれて都市的なソシアビリテの一つという観点から、16世紀中葉から17世紀後半までこの制度を追ってみることにしたい。

パリ民兵の創設は、1467年に遡る。ルイ11世によって、16歳から60歳までの男性は、自弁で武装の上、職種毎に61の部隊に編成された。1562年、宗教戦争の勃発とともに恒常的な組織として立ち現われた時には、パリを16に分かつ街区をその編成基盤としていた。1588年全市にバリケードを築いて王権と対決して以降、6年間にわたるリーグのパリ支配を支えたのは、街区における日常的隣人関係を制度化したこの組織であった。1648年、フロンドの勃発に際して、民兵組織は再び決定的な役割を演じる。約3万の市民・住民が150ほどの部隊に動員され、市中にバリケードをはりめぐらし、のちには食料価格の取り締まりや市場の見回りなど治安の維持を担った。しかし、民兵組織が活力を持ちえたのは、この時期が最後であった。アンシャン・レジームの常として、正式に廃棄されることはなかったが、1660年代を境に空洞化が進み、1703年の役職の売官化によって、儀礼用のある種「見せ物」として余命を保つことになる。

約100年間のこの組織の盛衰を、都市のソシアビリテの変容として捉えた場合、何が見えてくるであろうか。ともにバリケードを築き、全市を統合したといわれるリーグとフロンドの二つの運動において、民兵の動きに違いは見られないのであろうか。さらに、その後の民兵の解体は、どのような意味を帯びているのであろうか。都市と王権の関係は、この間の変化にどのようにかかわってくるのであろうか。本報告は、以上のような問いに答えようとするひとつの試みである。

歴史学再考 二宮宏之著

■生活世界から権力秩序へ
フランスの「アナール」派が世界の歴史学に与えた影響の大きさはよく知られている。著者はその出発点から最新の動向まで的確に把握・分析し、独自の問題意識から新たな歴史学の概念と方法を提言する。 四六判三二〇頁 三〇〇〇円(税込)

聖母の出現 関一敏著

■近代フオーク・カトリシズム考
今もなお年間四〇〇万人もの人々がヨーロッパ各地から訪れる巡礼地ルルド。その聖母出現の噂は一八五八年、町はずれの洞窟で貧しい少女が見た「何か白いもの」に始まる。聖母の奇蹟が語る近代ヨーロッパの断面。 四六判二八〇頁 二八〇〇円(税込)

歴史のなかのウィーン

■都市とユダヤと女たち
増谷英樹著 映画「サウンド・オブ・ミュージック」に対する疑問から、ウィーンの近現代史を辿り直す。戦後、忘却されたオーストリア・ファシズムやヒトラーを生んだ土壌を再確認し、その歴史的背景を検討する。 四六判二二四頁 二六〇〇円(税込)

歴史の重さ 近藤和彦編 福井憲彦編

■ヨーロッパの政治文化を考える
松村高夫・谷川稔・石井規衛・木村靖二・近藤和彦・福井憲彦の六氏が、歴史学の新しい展開と成果をふまえて、政治文化の持続と変化について、統治と生活の交わるゾーンについて、論じあう。日本の歴史研究の先端を呈示。 四六判三〇四頁 二二〇〇円(税込)

日本エディタースクール出版部

101 東京都千代田区三崎町2-4-6
☎03(3263)5892 振替東京4-8265
Fax. (3263)5893

これから の世界史

最新刊

8 神々の力と非力

森安達也

啓蒙思想からフランス革命、さらに科学の発展はキリスト教の地歩を突きくずし、ロシア革命で息の根はとめられたかに見えた。しかし20世紀後半から、宗教復興運動が世界的な拡がりを見せている。これは神の復讐にあらうか? ●定価1,000円(税込)

- 1 近代世界を創ぐ 廣松渉 [増刷出来] 三木亘
- 2 世界史の第二ラウンドは可能か 伊藤正徳
- 3 「日本」の原型 鬼塚隆夫 外ヶ濱孝 いたもも
- 4 中国という視座 瀧口雄三・村田雄二郎
- 5 ラーム神話と牝牛 ヒドク 徳吉義と 小谷汪之
- 6 地中海からカリブ海へ 加茂雄三
- 7 近代の深層を旅する 喜安朗
- 8 国民国家のエルゴジニ 国家と民族の軌跡と幻影 西川正雄+ 加藤哲郎
- 9 もう一つの選択肢 社会主義の歴史 西川正雄+ 松村高夫 + 石原俊時
- 10 市場経済と社会主義 伊藤誠
- 11 近代の今日的位相 田口富久治
- 12 都市の美学 平田清明+ 斎藤日出治

※白抜き数字は既刊です。



好評発売中
定価1,000円(税込)

〒100 東京都千代田区三番町7-1 振替東京4-210000-1 ☎03(3263)5892 平井社

好評発売中!

◆重要資料/35ミリ銀塩マイクロフィルムご案内!

米国司法省入国帰化局記録集

Records of the Immigration and Naturalization Service (INS).
Department of Justice. Series A: Subject Correspondence Files.

- 第1部：20世紀初頭のアジア系移民と入国拒否
Asian Immigration & Exclusion, 1906—1913. 30 reels with printed guide. 1991. ¥597,550
 - 第2部：メキシコ系移民 Mexican Immigration, 1906—1930. 17 reels with guide. 1994. ¥366,700
- 米国への大規模な移民流入に関する米国入国帰化局とその前身の入国局の膨大な文書ファイル集。第一部は法律で排斥されたアジア系移民関係で、中国人は1882年の排斥法、日本移民も1908年紳士協定他の法令によって排斥されていった。本資料集には、ハワイの移民の雇用機会分析、ハワイから米本土への移動、メキシコやカナダ国境からの密入国、カルフォルニアにおける帰化のための戦略的結婚の実態、移民問題に関する中国および日本政府と米務省との関係文書など貴重な文書が収められている。

第2次大戦下の日系アメリカ人の強制移住・収容の内実を明らかにする記録!

戦時民間人転住・抑留調査委員会 (CWRIC) 文書集

Papers of the U.S. Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians (1980—1983)
Part 1: Numerical File Archive. 35 reels with printed guide. 1984. ¥696,350

第二次大戦下の日系アメリカ人に対する強制移住収容は米国史における国家権力濫用の最悪の事件と言われてきた。1942年初頭12万人余の日系人が家を追われ、強制収容所に抑留され、財産没収、市民権剥奪にあう。1980年日系人の損害賠償請求運動が高まり、米議会は強制移住抑留の実態を調査し救済するため戦時民間人転住・抑留調査委員会を設置し公聴会や多岐にわたる調査を行った。陸軍省、戦時転住局、FBI、司法省さらに全米各地の文書館から膨大な資料が収集された。この資料は戦時下における日系アメリカ人の受難の真相を明らかにするだけでなく、アメリカ民主主義の歴史を考察するうえでも第一級の資料といえる。

総代理店 極東書店
東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル ☎03(3265)7531 FAX(3265)4656 ☎101-91
大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル ☎06(362)5515 FAX(362)8882 ☎530
京都市中京区麩屋町通丸太町下る 井口ビル ☎075(231)2093 FAX(231)3859 ☎604
福岡市中央区西洲12番13号 樋口ビル ☎092(751)6956 FAX(741)0821 ☎810

図説 キリスト教文化史 全三巻

ジェフリー・バラクラフ編
別宮貞徳訳/上智大学中世思想研究所監修
神学や教義の変遷を追う狭義の教会史とは異なり、キリスト教が諸国民の社会と文化に与えた影響を、最新の「大衆文化」の研究の成果に基づいて、400にも及ぶ豊富な図版とともに描く画期的な社会・文化史。第I巻 古代・東方教会 304頁/第II巻 中世から宗教改革まで 216頁/第III巻 現代 256頁 ◆A5変型判・各3900円

西欧中世軍制史論

森 義信著
古代末期から中世にかけての西ヨーロッパにおける軍事的封建制度の成立過程を説明。19世紀中葉以来の、とくにドイツにおける研究史の厚みを十分にふまえて、現代の観点から独創的見解を提示した本格的史論集。 ◆A5判480頁・7725円

西洋騎士道事典

グラント・オーデン著/ポリン・ペインズ挿画
堀越孝一翻訳監修
洞察と実証の釣り合いがほどよくとれた平易な文体で、人物、紋章、武器、馬具、戦闘、伝説等を詳述した、わが国で初めての事典。P・ペインズの挿絵を全ページに配置。 ◆菊判400頁・8000円

原書房 〒160 東京都新宿区新宿1-25-13
振・東京5-151594 電03(3354)0685
(表示価格は消費税込み)



株式会社 **ミネルヴァ書房**

〒607 京都市山科区日ノ岡 ☎(075)581-5191
電話注文=代金(定価+送料380円)と引換え
にて1日~2日で宅配 ☎(075)581-0296へ

近代・組織・資本主義

佐藤俊樹著・日本と西欧における近代の地平

四〇〇〇円

マンハイム 亡命知識人の思想

秋元律郎著

知識社会学の現代的意義を問い直す。三〇〇〇円

マグナ・カルタ

・イギリス封建制度の法と歴史

W・S・マツケクニ著
禿氏好文訳・七五〇〇円

ヘレニズムとオリエント

大戸千之著・歴史のなかの文化変容

六〇〇〇円

国家と文明システム

木村雅昭著

パラダイムが大きく転換しつつある現代の状況を比較史的知識を駆使して解き明かす。二八〇〇円

引き裂かれた忠誠心

飯野正子／高村宏子／P・E・ロイ／J・L・グラナスティン著

・第二次世界大戦中のカナダ人と日本人

四五〇〇円

現代アメリカ合衆国

福田茂夫／野村達朗／岩野一郎／堀一郎編著

・冷戦後の社会・経済・政治・外交

二六〇〇円

西欧世界の勃興

D・C・ノース／R・P・トマス 速水融／穂本洋哉訳

・新しい経済史の試み 著者ノーベル賞受賞

三五〇〇円
(増補版)

勝田吉太郎著作集

①近代ロシア政治思想史②近代ロシア政治思想史下③知識人と社会主義④アナキスト⑤革命の神話⑥現代社会と自由の運命⑦戦後イデオロギーの解剖⑧民主主義の幻想
全八巻 全八巻
六五〇〇円

■ナウカ(株)と哲学出版社(独)の共同出版(リプリント)

●好評発売中

★「ヘーゲル雑誌」とまで呼ばれ、ヘーゲル哲学が全ドイツを風靡する際のメガフォン役を担った
ヘーゲル学派の機関誌、19世紀ドイツの最重要学術・文化評論雑誌の1つ

〈ヘーゲル学派機関誌〉

学的批判年報(ベルリン年誌)

Jahrbücher für wissenschaftliche Kritik
1827-1846

20 Bde. Repr. 1992.

全巻セット ¥1,100,000

*分売不可

ナウカ 株式会社

本社 ☎171 東京都豊島区南池袋2-30-19

TEL (03) 3981-5261(代)

FAX (03) 3981-5313

国 立 TEL (0425) 77-3412 FAX (0425) 77-3341